216
81

日本正教論集

第三輯

宗教と國民

及び戰爭の事

明治三十三年

東京駿河臺

正教會編輯局

特47
294

畏神尊王

パエル佐藤師父の題字

龍韦勒

日本正教論集
第三輯 宗教と國民及び戰爭の事

緒言

余輩は、第一輯に於て、主イヽスヽハリストスの正教と至尊なる王者のとに關係する論說を輯錄し、第二輯に於て、世の所謂忠君愛國家の僞忠孝を排斥して我がハリストス正教の眞忠孝を發揮したるを以て、今本輯には、重に國民の愛國心と戰爭の事に關して世の囂々たる謬惑を排除し眞正宗教の本旨を宣明したる論說を輯錄す。

本論集は、專ら我が內國信徒の作を錄する素志なりしと雖も、今此輯中には、戰爭と宗教のとに關する一の譯文あるは、前輯に一寸揭げし如く、我が日本の學者と自負する者にして『基督教は非戰主義なるに外國と戰爭起らば如何する』との愚昧極まる詰問を提出せし者あるに因り、且つ此等の邪推誣言の徒に對し

單に 我等の 作のみ を 示すも 彼等は 故らに『其は 日本に 在て 同化 改作して 言ふ者に 非ず や』との 誣言を 唱ふるに 因り、則ち 彼等に 對して、遠く 外國に 於て 既に 此說 ある を 示さんが 爲なり。

第一回の 日淸事變は、既に 五ヶ年 以前の 夢と 消去れり。而して 今や 端なく 第二回の 日淸事變は 再演せられたり。乃ち 茲に 當時の 所論を 再錄する に 依て、我が 國民の 健忘性に 聽じて 我等の 主張する所は、前後 何時も 變らぬ 眞理に 基く を 悟るに 足らん。

余輩は 決して 故らに 己が 所信を 變更して「ハリストス 敎は 國家主義なり 世界主義に 非ず」と 辨解する を 要せず。凡そ 上帝に 因る 愛を 解せざる者に 國家主義も 木葉主義も 有た者 に 非ず。我が 日本と いへる 國家は、確かに 斯世界の 內に 存立する者にして、斷じて 世界以外の 虛空に存立する者に 非ず。同じく 一軒長屋の 內に 棲む 養鷄商が『余は 國家主義なり 何と なれば 余が家の 雞は 皆 國家皇王 と 鳴くを 以てなり』と 嘯落るは、一場の 談謔として 或は 可ならん。然ど 同じ 一團の 渾圓球面の 內に 存在する 人間にして、只口に 國家を 唱ふると 恰も 彼の 鷄群の 如く 而して 眞正なる 世界主義を 知らざる者は、未だ 人間と して 眞實 人間の 理想なり。故に 本輯には 國民の 世界主義に 關する 一篇を 卷末に 採錄す。

嗟々 今や 國家に 重大なる 事 ある の 日に 當り、彼の ハリストス 敎を 不孝 呼はりする 自稱 孝行家の 社會に、恐るべき 親殺しを 敢て せし小學敎員あり。忠君愛國は 乃公の 一手 のみ と 自慢する 社會の 中に、醜しくも 人の 妻女を 姦淫して 之を 虐殺せし 軍人あり。此類の 出來事 日々 枚擧に 遑 あらず。彼等の 社會の 我が ハリストス 敎に 對する 如く 一個人の 過を 捕へて（しかも 無實を 誣て、）直に 宗敎の 罪と なす日 には、今や 彼等の 忠孝宗も 國家主義敎育宗も 全く 那落の 底に 墮落せし者と 謂ふ べし。

嗟々 愛すべき 我が 同胞 國民よ、冀くは 本書と 其他に 付て 省悟する 所 あれ。

明治卅三年 十月 滿清と 列國、媾和談判と 懸賞問題と 戰備の 繼續 尙 紛々たる 際、

水島 落葉 識

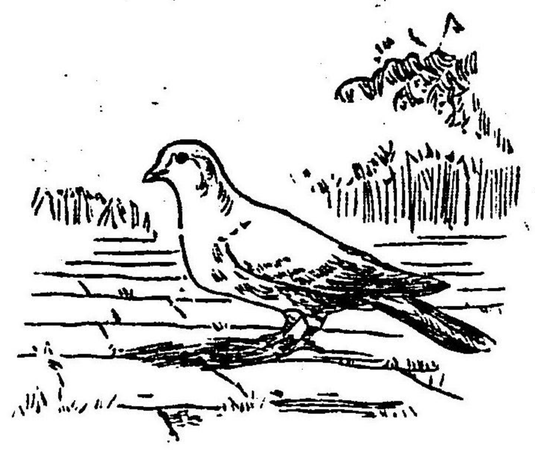

日本正教論集
第三輯 宗教と 國民 及び 戰爭の 事

目次

編

一 忠良なる 臣民。……神學士 岩澤 丙吉 一 頁

二 愛國心の 性質。……正敎新報 主筆 石川 喜三郎 十一頁

三 ハリストス敎徒と 愛國心。……うらにしき 主筆 山田 豊彦 二十五頁

四 戰爭と 愛敵。……師 父 鈴木 九八譯三十二頁

五 平和恢復に 關する 大詔を 奉讀す。……石川 喜三郎 四十四頁

六 戰勝後の 道德界。……全 五十四頁

七 相愛主義と 社會の 進步。……神學士 岩澤 丙吉 六十五頁

八 淸國の 保全と ハリストス敎。……石川 喜三郎 七十三頁

宗教と國民
九　國民と世界主義。……山田　豐彥　八十二頁

日本正教論集第三輯

宗教と國民及び戰爭の事。

神學士　アルセニイ　岩澤　丙吉

第一編

忠良なる臣民。

臣等常に陛下の爲に神に祈り、且つ陛下の太子の時到りて其寶位を嗣がんことを祈願し、併せて陛下が統御する所の帝國の基本固く立ち、四海皆陛下の恩澤に浴せんことを懇望す。……凡そ陛下を尊敬することと臣等に勝る者世に復之あるや』とは、是れ往昔アフィンの人アフィナゴルが基督敎徒の爲に當時のローマ帝マルタ アウレリイに奉りし上書中の言辭なり。

おゝ當時基督（クリステアコン）敎徒がローマ政府の窘逐を恐びながら克く順從にして其忠誠を表はせし事蹟と今日信敎の自由に沐浴する我國基督敎徒の情態とは其差果して如何。彼等の有樣は、冬日霏々たる雪中に在て裸跣にして苦逐せらるゝが如く、我等は暖室に

坐して 爐を圍み 剩へ 玻璃窓より 皎々たる 銀世界を 望見するが 如し。

然れども 我等の精神は、彼等の精神と 齊しかる べき なり。彼等の 品行 嚴正にして 忠誠 無二なるは、我等の 常に 欽慕する 所なり。

眞正の 基督(クリステアン)敎徒は、時代と 場所に 拘らずして 忠良なる臣民たる べき なり。聖書は 我等に 敎へて 曰く『各人 宜く 在上の權に 服す べし、蓋し 權は 神より 出でざる 者なし。凡そ 有る所の權は、皆 神の 命ずる 所たり、故に 權に 逆ふ者は 神の命に 逆ふなり、且つ 逆ふ者は 自ら 其罪の 定を 受く べし』(ローマ書十三の一、二)と。又 曰く『神を 畏れて 王を 尊めよ』(ペートル前書二の十七)『萬人の 爲に 願告、祈禱、懇求、感謝せよ。王 及び 凡て 權者の 爲めには、特に 之を 爲せ、是れ 我等が 敬虔と 端莊とを 以て 安靜にして 日を 度らんが 爲なり』(テモフエイ前書二章の一、二)又 曰く『汝等 主の爲に 凡そ 人の立る 所の 者に 服せよ、或は 上に在る の 王 或は 惡者を 罰し 善者を 賞するが 爲に 王より 遣され たる方伯に 服す べし』(ペートル前書二の十三、十四)『執政と 權威ある者に 服し 且つ 順ひ、凡そ 善事を 行ふ の 備をなし、人を 謗らず 爭はずして 和平にして 凡の 人を 待つ に 柔和を 以てす べし』(テトス書三の一、二)『汝等 受く べき 人には 之に 予へ、貢を 受く べき 者には 之に 貢し、稅を 受べき者には 之に 稅し、畏る べき 者をば 畏れ、敬ふ べき ものは 之を 敬へ』(ローマ書十三の七)と。其他『ケサリの物は ケサリに歸せよ』(マトフエイ傳福音書廿二の廿一)『王を 汝の 心中に 詛ふ 勿れ』(傳道書十廿二の廿八、出エギプト記廿二の廿八)『士師を 罵る 勿れ、民の 長を 詛ふ 勿れ』(出エギプト記廿二の廿八)等 皆是れ 國家の 良民たる べき を 訓示せり。

我が正敎會は 常に 我が 帝室と 我が 國民との 平安 吉福を 祈ると を 怠らず。又 帝室に 嘉祥 祝賀の 典ある 時は 必ず 感謝 欣忭の 祈禱を 献じ、國家に 大慶の 事あれば 亦 必ず 祝祭の 祈禱を 奉れり。殊に 明治十年 西南の 役 起るに 際しては 朝夕の 私祈禱に 於てすらも『我が 皇帝に 天佑を 賜ひて 速に 亂賊を 鎭撫せしめ 賜へ云云』と 稱せしめたり。然れども 是等の 事 皆 衷心より 發する の 微志なれば 肯て 誇張して 之を 世に 公にすると を 好まざりしが 故に、世人は 大抵 是あり しとを

知らず。

然るに 讒謗の 聲は 常に 已まずして、今も 猶 古の 如し。往昔は ローマ國内に 於て 基督 敎徒が 奇蹟を 爲すと 多きを 見て、讒謗者は 是を 魔術師と 呼び、諸國敎會の 信徒が 相互に『兄弟』と 呼ぶの 風を 見て、讒謗者は 是に 賣國奴の 稱を 附し、愛の晩餐を 見れば、猥褻會なり 兒童の 生血を 飮む者 なりと 言ひ、品行の 穢るゝを 恐れて 異敎人に 交際する ことを 疎遠に すれば、『人類を 忌嫌する の 徒あり』と いひしが、現時も 亦 此の如き 讒を 免れず。實に 此世は 主イヽスゝヘリストスの 曾へし 如く、童子の 市井に 坐して 其侶を 呼で 我は 爾に 向て 笛を 吹けども 爾 躍らず 爾に 向て 悲歌すれども 爾 哭せずと 云ふに 齊し。

基督敎史を 閱するに、基督敎は 古來 何の處に 於ても 最初は 多く 人の 彈劾する 所と なれり。されば 吾國に 於て 今に 至る迄之を 嫌忌する者あるも、元と 歷史上の 特件に 非らざれば 敢て 是を 怪むに 足らず。而して 吾が 正敎會は、他の 基督敎派に

比すれば、別して 多く 世人に 疑はれたり。是れ 或は 露國より 傳播せしに 因るなちん。然らば 世人の 或は 是に 疑心を 抱くとは 左程 怪むべきに 非ず。如何となれば 疑心は 暗鬼を 生じ 疑念は 思ひ圖らざる處に 巢ふものなり。昔時 左の如き 奇事あり。即ちローマ帝 ドミチアン 在位の 頃、基督敎徒の『メシヤ國』の 說を 誤聞し、彼等を 以て 政治上に 隱謀を 企つるの 徒と 爲せし者ありければ、帝 大に 是を 疑ひ、既に 滅亡せしイウデヤ國中に 於て ダビッド王の 後裔を 詮索する ことを 嚴命せしに、偶〻耶蘇 基督の 疎屬(即ち 主の義兄と 稱せられしイウダの孫)の 存命する者 ありければ 是を ローマの宮殿に 召喚して 審問の 末、遂に 左の 答辨を 得たり。曰く 我等は實に ダビッド王の 後裔なり、然れども 所有の 財產は 僅に 九千デナリに 過ぎずして(此中 不動產の 價値をも 合算せり、是を以て見れば 貧民の中に 列するを 知るべし。)手づから 所有の 田地を 耕耘し、其收穫の一部は 之を 租稅として 官府に 納め、其殘餘を 以て 一家の 生活を 營むのみと。終に 其 兩手を 示しければ、掌內 一面に 胼

胚を 以て 複はれたり。帝 之を 憐で 其 故郷に 送り 歸せり。夫れ 赫々たる ローマ帝王すら 宗教に 政治的の 殺氣を 含むとの訛傳 謬言の 爲めに、一時 貧窶の 小民を疑へり。況んや 豪強の 名ある 露國人民が 助力して 播布せし 正教會を 見て 陰險の一社會に 非ずやと 疑ひしは、情實の 許す べき 者 あり。然のみ ならず 歐洲人にすら此 疑念の 炎に 薪木を 投せし者 ありしと 聞く。知る べし、遂に他の頑陋の 輩 現れ來りて 此炎々たる 疑念の 火を 煽動せしに 至りしとを。

今や 時機 漸く 熟し、本邦人にして 海外 漫遊等を 爲し、其 外 歐洲の 形勢を 熟知する者 次第に 增加し、到底十九世紀の 末に 於ては 宗教を 政治の 機關と 爲し、以て 外國を 侵略す べき 等の 拙策を 實行せんとする も、野に 立つ 能はざるの 理は、既に 明白となれり。假令 箇樣の 事實ある とする も、野蠻國は いざ 知らず 我國の 如き 開明國に 實施す べからざるは 言ふ迄も なきとなり。今や 歐洲の 事情に 通曉せる者は 彼の ペートル帝の 遺訓と 名づくる者は ナポレオン三世の 主唱して 僞造したる ものに して ポーランド人が 之に 應援して 世に吹聽せしとを 察知する ならん。

然れども 或は 露國が ボルガリヤ、セルビヤ國 等を 其 保護國と 爲さんと する を見て、是れ 必竟 其宗教の 同じきに 因て 然る ものなりと 斷言する者 あらんか。是亦事を 知らざる に 坐する のみ。彼の セルビヤ、ボルガリヤ 等の 諸國は、露國と 同くスラウォニク人種に して、其 風俗 言語の 相似たる所 ある を 以て、露國は 之を 合併せんと する(政略上の 爲に)の 便を 有する のみ。且つ 彼の諸國は 其 宗教を 露國より 受けしに 非らず 露國の 建國 以前 既に 之を 東ローマより 受けし者に して 反つて 後世 彼の國々より 宣教師を 露國に 派遣せしと 多し。

余輩は 却つて 露人が 他の 諸外國人に 比して 宣教に 熱心の 少きに 驚くなり。

嘗て 露國 大藏次官 フェオドル テルチル氏 此事に 就て 左の如く 云へり。

凡そ 人は 己の 好む所 自ら 眞理と 認定 するとを 以て 他人に 傳通せんとす

るは其常なり。政治上に就て一定の主義を有せんか、必ず之を人に知らせて其賛成を得んとを謀らん。或は哲理上の持論を有せんか、必ず此説をして社會の思想を支配せしめんと欲すべし。其他經濟上に於ては、自由貿易なり保護貿易なり各、思ふ所の説を擴張せんとを謀るに非ずや。然るを況んや宗教上の眞理に於ては、一層熱心にして之を未だ知らざるの他人に傳ふべきは是れ唯、人情の常なるのみに非ずして、神に對する吾人の義務なるに非ずや。然るに我が邦人が宣教に不熱心なるは未だ是理を悟らずと見なたりし云々』。

凡て露國のことに就て此帝上に多言すゝは無効なり、如何となれば是を徒らに辨護の辭と聞き取る者あるを恐るればなり。然ども茲に余輩の心を慰藉する一事あり、即ち從來我が正教信徒を譏誹罵詈せし者は大抵皆、歐洲の形勢に通せざる所謂世間知らずの頑陋の輩か或は宗教上の嫉妬心を抱くの徒のみに限りたりし事に して、苟も眞理を慕ひ公平を愛し活識に富めるの士は毫も之に啄を容れざりし事是なり。故に肯て是を心意に介せずして默々に附せし事多し。蓋此種の徒に向つて喋々するは、空氣に向つて發砲すると一般なりと思へばなり。然ども世の開明の駸々乎たるに準じて頑陋者は次第に趾を隱すと雖も、人慾の火は熾滅する能はざるを以て、彼の宗教上に嫉妬心を抱くの徒は、常に咆哮して息むとなからん。余輩は此の如く宗教社會に嫉妬心を挾みて跋扈を逞うせんと欲する者の爲に之を惜む。嗟吁彼の嫉妬心は譬へば蛇の如し、人若し是を以て其懐に暖めんと欲すれば終に自ら噛まるゝの恐あり。

主イエスキリストスの世に現れて教を宣ぶるやイウデヤの教法師等、常に之を圍繞して辨論し、其言屈する ある時は、之を讒侮して曰へり『是れ惡鬼に兇られし者なり』『神を褻瀆する者なり』と。而して機に乘じて彼をして當時の帝位に對して不敬の言を吐かしめ以て國事犯の重罪に陷れんとせし事數〻なりき。然

ども 彼れ 從容として 曰く『誰か 我に 罪あり と 詰責する を 得るや』（イオアン八の四十六）と。余輩も 亦 我が 正教 信徒を 譏謗する 者に 向つて 曰はん『誰か 我を 忠良の 臣民に 非すと 謂ふ を 得るや』と。

（明治廿二年 正教新報 二百十五號）

第二編

愛國心の 性質を 論ず。

ペートル 石川喜三郎

一一三年 以來、社會の 人心が なにとなく、保守主義に 傾き、社會 一般に 國粹保存と 云ふ 好名稱を 裝ひたる 頑固精神を 以て 滿されんと する 有樣なり。これに 連れて、基督（ヘリストス）敎は 西洋の 宗敎なれば、人民をして これを 信せ しめば、遂には 國家の 精神も、國民の 愛國心も、全く 消滅するに 至るべしと 云ふ 如き 說さへ 出るに 至れり。かゝる 說は 素より 半文の 價値も なき 俗論なれば、敢て 辨解する までも なきことなれど、昨年來 內地雜居の 問題と 伴隨して、佛敎社會には 頻に この 俗論を 主張して、基督（ヘリストス）敎を 排斥し、甚だしきに 至りては、國家の 法律を 以て 基督（ヘリストス）敎を 禁壓せんと 論ずる 者さへ 出づるに 至れり。かの 僧侶の 輩、又は 一派の 政治家が 基（ヘ

督教（ストス）の傳播を怖れて非雜居論を主張するは、さることながら基督教（ハリストス）の傳播と內地雜居に因て國民の愛國心を消滅するの虞ありと云ふ論を主張するに至りては、その淺見無識なるに驚かずんばあらず。

社會にかゝる議論の出るも、必竟するに未だ基督教（ハリストス）の眞相を解せざるに由るといへど、又社會一般に、未學理思想の深からざるにも由ることならん。故に今學理上より愛國心の性質を論じて、愛國心なる者は基督教（ハリストス）の傳播、または外人の雜居等に因て、果して消滅せらるべきものなるや否を論述すべし。

先づ第一着に論述すべきは、自然的の愛國心ともいふべきものこれなり。元來唯り人類のみならず、凡ての動物は、その種族を保存せんとする天性を有するものにして、この種族保存の天性中には、自己の居所を保存せんとする一種の勢力を含有せり。故に鳥は、その巢を破壞されんことを怖れ、狐狸はその穴を失はんことを怖る。これみな自己の居所を保存せんとする天性に由りて

然るものなり。然るに人類は他の動物と異なりて、その居所を得ると失ふとに由て來るべき自己の幸不幸を理解し、快不快をも自認する者なれば、この天性も一層強く、これより生ずる競爭も亦烈しからざるを得ず。人類がこの居所たる故郷を愛すると云ふは、これ居所の愛にして、自然の愛國心なり。これ人類固有の天性なりと雖も、種々の原因に由て發生するものなり。人類の身體は、草木とひとしく、常にその生存する所の氣候に由て淘汰せられ、その地に適する樣に變化せらるゝものなり、特に人類の幼時は、身體の最も薄弱なる時代なれば、この時代に受くる身體上の變化は最も強く、その神經は、悉く其土地の氣候に由て造化せらるゝと云ふも過言にあらざるなり。斯の如く、その身體の神經が、その地の風土に由て變化せらるゝものなりとせば、その生存地と、その生存者とは、既に或る點に於て分離すべからざるの關係を有するに至るを免れず。その地

の空氣も、日光も、水土、山川草木等悉く我が身體に適するものとなり、我が身體の生理は悉くこれに適する樣に變化せられたらんには、我が身體は生理上より其の土地に引致せられんとする傾向を生ずるに至るべし。これ無意識なる愛國心の元素なり。諺にも『住めば都』と云ふことありて、いかなる山間僻地と雖も、その者がそこに生れて、幼時を送りたらん土地より心に適ふ土地はあらざるべし。一說に、かの氣候隱惡なるラプランデヤの土民を氣候溫和なるイタリヤに連れ行きたるに、世界の樂園と云はるゝイタリヤよりも、世界の墳墓と云はるゝラプランデヤの地を戀ひ慕ひたりと云ふ。斯の如くなれは、人類は無意識ながら生理の作用によりて自己の故郷を愛慕する傾向を有するものなり。且人類は、一生涯その幼かりし時の事を追回してこれを樂み、その墳墓に至るまでこの快樂を有するものなれば、幼時に受けたる一切の感覺を悉く追想するものなり。この幼時に受くる感覺の中にて特に強き快樂は、故郷の山河田野の間に逍遙して春夏秋冬の風光を樂みたる快樂これなり。この快樂は、忘れんとして決して忘るる能はざる快樂にして、我が故郷と我とを永久に連結する唯一の愛なり。斯の如き心は、みなこれ無意識なる愛國心の元素なり。故にこの点より論ずるときは、我は故郷を愛すると云はんよりも、我が血、我が肉は、わが故郷を愛し、我が全身の中には、我が故郷を愛する自然の勢力ありと云ふべきなり。この無意識なる愛國心は、別に德義上の價値ある愛國心にあらずと雖も、これ將來發達して、高尙なる愛國心となるべき元素なれば、又最も貴重なる愛國心なり。斯の愛國心は、外部より我に注入せられたるものにあらずして、我が血肉髮膚と共に發生したるものなれば、いかなる外部の勢力と雖も、これを消滅するを得ざるなり。故に基督(ヘリストス)教はいかに偉大なる感化力を有するとするも、我が血肉を絶滅するに非ざるよりは、この愛國心を消滅せんこと、素より得べからず。かの歐洲各國に未だ基督(ヘリストス)教の廣布せられざりし以前とその以後の形勢とを比較するも、基督(ヘリストス)教を信せ

しが ために 愛國心を 消滅して 滅亡に 歸したる 國 あること を 聞かざるなり。却て 基督教(ハリストス)を 信奉せしが ために 天賦の 愛國心を 益々 發達せしめて、その 國民をして 眞に 國家を 愛するの 精神を 盛んならしめたる 形跡あり。されば 自然の 愛國心なるものは 宗教を 以て 消滅するを 得ざるは 勿論のこと、いかなる 國民と 混合 雜居したれば とて、それが ために 國土を 愛する 天賦性を 失ふ ことは 決して あらざるなり。

自然の 愛國心は 斯の如くに 緊要なるものなれば、世の 教育家は 國民に 益々 この自然の 愛國心を 敎養せん ことを 力めざる べからず。前段にも 述べたる 如く この愛國心は 自然界の 事物に由て 發生するものなれば、その 子弟をして 都市 村落の 風景を 愛するの 心情を 起さしめ、小兒の 生涯をして この快樂と 密接の關係 有らしめん ことを 期せざる べからず。試に 東京の如き 各地の 人の 集會する 都會の 小學校に 行き、その 兒童が 各々 故郷の 事を 談ずる 話を 聞かんに、鹿兒島の ものは 鹿兒島の 風景の 美なるを 賞して 誇り、仙臺の ものは 仙臺の 山河の 風景を 以て 誇るを 見るべし、これを 心理學上より 觀察するとき、その 故郷を 以て 誇る 心中には、愛國心の 元素を 含有するものと いはざる べからず。乃ち 自國の 風景は 他國よりも 美なり 善なりと 思ふ 觀念は、自國を 他國よりも 善きものと して 愛する 心情なり。故に 敎育家 又 父母たる者が その子弟をして その故郷の 山河の 景色、名所 古跡の 風致を 賞愛する の 心を 發達せしむるは、これ 即ち 愛國心を 養成する の 初歩 階梯なり。

前述の 自然の 愛國心よりも 少しく 高尚なる 愛國心は、道義的の 愛國心なり。この 道義的の 愛國心は、自己の 養育者(父母 敎師)に 對する 恩愛の 情、又は 知己 親戚に 對する 友愛の 情 等に 因て 發生する 愛國心なり。吾曹が 幼時に 親近したる 人々の 容貌 風姿は 彷彿として 吾等の 觀念に 浮び 來ると 共に、我が 故郷を 懷ふの 情も 油然として 起るを 覺ゆるなり。『臨風 動歸心』、『低頭 思故郷』の 情は、これ

吾曹の 天性なり。平素こそ、その郷黨に 對する 深き友愛の 情を 見る を 得ざれ、若し万里 他郷の 客と なりて、宿亭 寒燈の下に 同國 同郷の人に 會ひたらんには 果して いかん ぞや。一面識の なき 他人たるにも 關せず、互に 故山の 事を 談じて、いふべからざる の 歡喜を 覺ゆる は、これ 郷國を 同うする 同情の 然らしむる ものにして 愛國心の 結果ならざる を 得ず。

且それ 國々に よりて その人の 氣質も 異なる ものなれば、郷國を 同うすれば また從て 幾分か その 性質も 同じからざる を 得ず。故に 人は 類を 以て 集り、同きを 以て 合ふ ものなれば、同郷 同國の 人は、自ら 其 故郷を 愛する の 情を 有する ものなり。故に 吾曹 日本人たる 者が、日本人より 氣性の 善き 人類は 世界に 非ざるべしと 思ふ 如く、英國人は 支那人を 賞し、支那人は 支那人を 賞する は、自然の 情なり。露國の 有名なる カラムヂンと 云ふ 詩家が、曾て 瑞典國にて 法蘭の 名士 某氏と 會したる事 ありしが、その 名士の 居宅は、見事なる 書室あり、庭園あり、靜かなる 窓下に 坐して 遠山 近村の 美景を 眺望する を 得る 勝地に 在りしかば、詩家カラムヂンは これ を 羨みたるに、その 名士は 左の 如き 言を なせり。『識者のために 國を 放逐せられて 他郷に 呻吟する 余が 如き 不幸者は、世に 多からざる べし、世界には 己が 養育せられたる 故郷よりも 愛す べき 地は なく、又 自國の 民よりも よく 氣に合ひたる 民は 他に あるあらし、四十年間 生活したる 生國を 去りたる 身には 他に 新しき 快樂は 更に あらす』と 答へたりと 云ふ。自國を 愛する道義上の 感情と 云ふ者は 斯の如き ものなり。この 故郷を 親しみ 愛すると 云ふ 道德心は、決して 容易に 消滅せらる べき ものに あらず。

この道義上の 愛國心は、既に 自己の 養育せられたる その一家に 對する 温き愛の 感情の 中に 含有せらるゝ ものなり。自己の 養育せられたる 一家の中には 慈愛ふかき 父母あり、親しみ交る べき 兄弟 姉妹あり、家には 柔順なる 家僕あり、下婢あり、守ありて、愛と 親と を 以て 滿されたる 樂園を 形造れり。かゝる家庭にあ

りて自己と一家とは德義上の感情によりて結合せられ、いかある場合にも亦いかなる事情によりてもこの一家に對する愛を我が心裏より奪却するを得ざるなり。この一家に對する愛情は更に廣くなりて、一層深くなりて、一國に對する愛情と變ずるに至るなり。故に我邦の歷史に徵して見るも、ある場合には家を興し名を擧ぐる（家名）と云ふ觀念は、愛國の精神と混同して現れたる事跡を見るなり。道義的の愛國心は斯の如き形狀を以て、斯の如くに深き根據より開發するものなれば、これを消滅せんことは到底得べからざることなり。宗教は、人心に非常なる變革を來すの勢力ありと雖も、人の人たる所以を變化せしむるに非ずんば、この道義的の愛國心を消滅するを得ざる也。

然ども以上論述せる二種の愛國心は、もとこれ人類の天性に屬する性理上のものなれば、別に道德上の價値ある愛國心にあらず。人類が以上述べたる如き愛國心を有すればとて、それが善德なりとはいふべからず。最も高尚にして道德上の大なる價値を有する愛國心は、政治思想の愛國心これなり。この政治思想の愛國心は、これ、その國家を愛すると云ふ熱情と國家の幸福を增進せんとする高尚なる思想を伴隨するものなり。自然的及び道義的の愛國心は、無意識の愛國心なれども、政治的の愛國心は、有意識の愛國心なり。前者はたゞ自然の性により、自然の情によりて發するものなれ共、後者は利害得失を考へ、天下の形勢、國家安危の繫る所を思想するに由て有するものなり。故に前二者は、全人類の均しく有する愛國心なるも、後者は万人悉くこれを有するものといふべからず。かゝる愛國心を有する者は一國の中にも甚だ稀少なり、たゞ國民の性質と國家の形勢に因てはかゝる高尚なる政治的愛國心を有する人士の多きことあり。古代のローマ、グレチヤ人の如きは、常に政治的愛國心に富たるを以て誇りし人民なるが、これ當時の國民の開化の性質と當時の國家の形勢に應じて然りしのみ。我日本國の如きも、中古戰國時代には、德川家の幕政時代に比すれば愛國心に富める

人士は多かりしなり。然るに幕政時代となり、外には鎖國主義を執り、內には壓制武斷の政治を施して社會の競爭力を減じてより、政治的の愛國心は次第に減じて、たゞ過去を顧み祖先の愛國心を肩に着て、大和男子と云ふ虛名を有したるに過ぎざりき。然るに時世一變して外は世界列國に對して、再び外交の問題を決定せざるべからざる時代となり、內は王政と幕府との得失を論議せざるべからざる世となりて、再びこゝに政治的の愛國心を發揚するを得たるなり。開國主義を主張せる者も鎖國主義を主張せる者も、ともに國家の形勢を鑑み、國家の利益、國民の幸福を慮りて、その主義を主張せるものなり。故にかゝる場合には、敵にも味方にも、何れにも愛國心は充分に發達せるなり。されど當時は鎖國論者は開國論者を目して賣國の奴と謗り、開國論者は反對黨を以て國家百年の大計を失せんとする國賊なりといへりしなり。

然るに萬國交際の國是を一定し世界列國の間に立て、競爭をなさゞるを得ざる今日となりては、國民の政治思想も大に發達して昔日とその面目を一變せり。かく國民の政治思想の發達するに從て、世界各國に對する外交政治の思想も進歩し、革新自治の政治思想も盛になりて、國民の間に政治的愛國心を益々發達するに至れり。斯の如く政治的愛國心は、世界各國とも國力增進の競爭に由て益々發達するものなれば、新宗教の廣布もまたは各國民の雜居等に由て消滅すべきものにあらず。論より證據は歐米各國の今日の形勢に徹して明了なり。かの歐洲各國は基督教國（ヘリストス）たるの名稱を冠するにもかゝはらず、今や適に軍備の擴張は競爭の極點に達せり。この各國の軍備擴張なるものは、必竟するに出來得るだけの力を擧げて自國を保護せんとする愛國心の結果に外ならず。かゝる有樣なれば、政治的の愛國心は決して基督教（ヘリストス）の勢力に因て消滅せらるべきものにあらざるや明白なり。若基督教（ヘリストス）の廣布はこの愛國心を薄弱ならしむるものなりとの論を立てんとならば、かの露英獨佛の諸國が基督教（ヘリストス）のために、未だ曾て

各國對立の競爭を止めず、軍備の擴張を廢せずして、益愛國心を盛ならしむるは、いかなる所以なるかを明示せざるべからず。されど之れ勿論反對論者の明示するを得ざる所にして、曲論僻說を以て排するを得ざる事實なるをいかにせん。

以上論述したる三種の愛國心は、必しも別々に分離して、互に調和するを得ずと云ふものにあらず。却て之れ唯一の愛國心（パトリオテーズム）が、かゝる三程度を以て發現するものとして見るべきものなり。複雜なる心意作用は、單純なる心意作用より發表するものなりと云ふは、心理學上の定論なるが、この愛國心も亦かの最も單純なる自然的の愛國心より、道義的の愛國心と成り、更に進歩開發して政治的の愛國心となりたるものならざるを得ず。かの大和魂あるものも、この三種の愛國心が好合調和して、種々の外形を以て發生する性質を云ふものならん。

（明治廿七年　正新　三百十五號）

第三編

基督教徒と愛國心。

パエル　山田豐彥

薫猶辨じがたく、涇渭分ちかたし、況んや人の善惡邪正をや。故に人を議せんとするものは、宜しく注意を加へ、輕斷妄評の弊に陷らざるを期せざる可らず。然らざれば、或は王莽を頌し、堯舜を貶するの陋態を學ぶとなきを保すべからざるなり。然ども、世の俗論を見るに、淺薄にして頑迷なること實に悠くの外なし、一例を擧げんか。かの佛教徒なるものが基督教徒に愛國心なしと云ひ、更に進んでこれを罵りて國賊亂臣となすが如き是れ也。

由來佛教徒が基督教徒を讒誣するや久し、而して其の論ずる所は狂人の癡言の如く、洵にとりとめもなき事のみにして、苟も智黑白を辨ずるもの、爲すを

じきとなりき。去れど彼等は肥大有髭の偉男子にてあり乍ら斯る兒戯に等しき議論誹謗を逞うし、自ら恥辱とせざるのみならず、揚々として得たり顔なるは、吾人の私かに憫笑したる所なり。近年彼等は少しく光明の温波に浴したるの結果、以前の如き一見噴飯を催す底の論議をなすもの比較的にすくなしと雖も、彼等の頑迷なる未だ文明や宗教の何たるを知らず、尚徒に輕斷を逞うし、妄論を弄び、以て衆愚凡俗の歓心を買はんとするもの一にして足らず。吾人は敢て此輩と議論を戰はすを欲するものにあらず、こゝに此篇を公にするは、唯わが所信を同胞兄弟に告げんと欲するの微意に出づるのみ。

蓋し愛國心なるものは、人の天性なり、故に基督教徒に愛國心なしといふは、即ち基督教徒に天性なしといふと同一なり。嗚呼、天下豈に斯る背理の事あらんや。吾人は斯の如き言は全く論評外にあるものなるを知る。然ども今試に彼等が何故に斯の如き背理の妄言を爲すかを觀察せん。

思ふに、彼等佛教徒の（勿論佛教徒のみならず、頑固なる神官、偏僻なる漢學者も皆この亞流也）うちには、何の理由もあるなく、唯感情上基督教徒を惡むの餘り、世俗に雷同し、蛙鳴蟬噪の陋を學び、狂呼猛撃の痴を演ずるもの少なからず。これら斗筲の者流は、論外中の論外なれば、吾人は彼等に對しては、一言も費すの要あるを見ず。

次に彼等のうちすこしく事理を解する者は、蓬頭短褐の書生者流にあらず、曖昧ながら一の理由を附して、基督教徒を罵れり。今彼等がその理由とする所を畧言すれば左の如し。曰く、『基督教徒は世界主義なり故に國家てふ觀念うすし、基督教徒は博愛主義なり故に愛國心に乏し』と。然ども、吾人に於ては斯の如き議論は尚理由とならざるを奈何せん、去れば吾人はこの議論を稱して理由の混沌体といはん、呵々。

扨てこの混沌体について聊か辨ずべし、世界主義といひ、博愛主義といふ、これ

基督教の理想にして、又世界人類の理想たらざる可らざる者也。基督教が斯る理想を有するにより愛國心うすしとは、吾人何の意たるを知るに苦む。然どもこれを尙理由となし得べくんば、儒者は仁義を談ずるを以て愛國心にうすしといふを得べく、佛者は平等を說くを以て國家的觀念なしと斷ずるを得べし。世の凡ゆる教義、宗教は多少世界、博愛の主義を含有せざるなし、而してわか基督教に至て初めてこの主義の完全圓滿なるを見る。勿論偏狂なる國家主義、昏迷せる排外的愛國心なるものは、世界、博愛の主義に反するや論なし。故に若し吾人基督教徒に國家の觀念うすく、愛國心なしとせば、吾人は斯る偏狂なる國家主義なく、昏迷せる排外的愛國心なきなり。是れ寧ろ吾人の名譽とする所、人類の進步當に斯の如くならざるべからざればなり。佛者は敢て迷信の奴隷となり頑固なる蠻態を保持せんとするか。

吾人は又所謂不敬事件なるものを以て基督教を責むるものあるを聞けり。

これ亦法外の議論にして、すこしく事理を解するものゝ肯せざる所なり。彼等の所謂不敬事件なるものゝうちには、或は基督教徒が教理を誤解せるより起りしものもあるべし。或は全く過誤より來りしものもあるべし。前者の如きはこれを以て基督教を責むるの材料となすに足らず、後者とても其人の過誤にして基督教の教理と關する所あるべからず。然るに偶々二三の事件を見出し、以て喋々基督教徒の愛國心なきを說くは、兒戲に類する愚論といふべし。

今假りに基督教徒の二三が不敬事件を行ひしを以て、基督教徒に愛國心なしと斷ずるを得ば、これと同時に佛教徒中に不敬を行ふものあるを以て、佛教徒も愛國心なき者となるべし。而して世に所謂不敬事件なるものには基督教徒の關せざるもの多し、これらは佛、儒、神中のいづれかの信徒ならざる可らず、然らば此等は皆愛國心なきものなり、忠君の思想に乏しきものなり。彼等にいはしめば所謂亂臣賊子たるものなり。吾人は、日本人は忠君愛國の念他

國に比して強しと聞く、然るに彼等の論法に從へば、日本國中亂臣賊子を以て滿たさるといはざる可らず、論じて茲に至れば、彼れ佛敎徒の所論は、まさしく、陛下の忠良なる臣民を誣ふるに亂臣賊子の名を以てするもの也、佛者は身苟も宗敎家の地位にありながら何を以て斯の如き桀犬吠堯の陋を學ぶ乎。

それは さて置き、吾人は、彼等が 狼の 如く 哮へ、虎の 如く 怒るも、敢て 一顧をもせずして 可 也。夫れ 愛國と 云ひ、忠君と 云ふ ものは、單に 名目上の ものならずして、實行上に ある べければ なり。基督敎徒は、その 自信する 主イエスキリストの 律法に 從ひて 自己の 生活を 營む 可きのみ、基督敎の 信仰には、主イエス、ハリストスを 以て 神と なす、即ち 吾人は 神の 命に 從ひて 生活する ものなり。而して 忠君も 愛國も 共に 神の 命ずる所、眞正の 基督敎徒にして 豈 不忠なるを 得んや。之を 要するに 吾人 基督敎徒は、實行上に 於て 忠良の 臣民たるを 勉むべし。名目上の議論は さまで 價ある ものには あらざる なり。況んや 佛者の 愚論をや。

主イエス、ハリストス 山上の 說敎に 於て いはれしと あり「わが爲に 人 汝等を 罵り、また 迫害し、いつはりて 各樣の 惡しき言を いはん、其時は 爾曹 福なり。喜び樂め、天に於て 爾曹の 報ひ おほければ 也、そは 爾曹より 前の 預言者をも かくせめたりき』と、是れ 吾人の 拳々 服膺す べき 言 なり。

（明治三十三年 正新 三百八十九號）

第四編

戰爭と愛敵。

左の一篇は、神學博士ア、クセヲ氏の所論を摘譯したる者にして、かの戰爭を以て徹頭徹尾ハリストス敎の愛敵に反する大惡となす所のトルストイ伯の異說に對して論駁したるものなり。

セルギイ　鈴木九八識

伯爵トルストイ氏は、戰爭を以て（ハリストス敎の果して）最大の惡となせり。されば余は茲になるべく簡短に戰爭の果して ハリストス敎に於て許容せらるゝや否やの問題を論決せんとす。之に付て先づ第一に舊約聖書に依らざる可らず。彼の書が屢吾人に明示する所に據るに、上帝は自ら預言者を以て時々エウレイ民に諸他の人民と干戈を交ふることを命じたるのみならず、其の敵と戰ふに際して彼らの防護者佑助者とおらんことを約せり。（民數記卅一の一、二及其他）若も戰爭が絕對的に惡たらんには、上帝は斷じて此の如き命令を發し且つ其戰爭を

佑けざるのみならず之を開始することすら嚴禁せしや明なり。且又戰爭が果して絕對的大惡ならんには、上帝は完全なる者として何ぞ之を勸め助くるの理あらんや。蓋し上帝は殊に數、エウレイ民に向て己れの完全至聖を指示して之に則るべきを諭したればなり。夫れ斯の如くなれば、戰爭なるものも、時宜に依りて之を開始する者の爲に善事たるを得べきや勿論なり。

次に戰爭の許容せらるゝ事を利せんが爲に明證となるべき者は舊約と新約の中間に跨れる授洗者イオアンにして即ちハリストスが婦の生む所未だ曾て其前驅の如く大なる者起るあらずと言給ひしもの是なり。福音書に授洗者イオアンの事を明記して曰く『或時兵士等はイオアンに就き之が洗禮を傾けんとして問て云く余輩當に何を爲すべきやと。』（ルカ三の十四）兵士等はイオアンに向ひ、我等は全く己が軍役を遵棄して他の業務に就くべきや否やをイオアンより聞知せんと欲せしは疑無し。故に此問に接してイオアンは、實に明瞭確然たる返答を彼

等に與へざるべからず。然るに彼が之に答ふる處果して如何ぞや、其の兵士に對せし言を見よ、曰く『爾曹何人をも強暴し或は誣訴する勿れ、得るところの給料をもて足れりと爲すべし』と』。(全上・十四節。)

夫れ公平無私なる各人の爲には、既に此の授洗者の言によりて彼が軍役と之に連絡して須臾も離るべからざる國家人民の內外の安寧を護るところの戰爭を禁せずして、却て之を直許せしや瞭然たり。抑もイオアンは貴重なる事件に關しては他人に一歩をも讓らず。又己が所信を斷言する能はざるが如き人にあらず。彼の任務は實に何人に拘はらず其言行に關する正義を唱道するに在りき。故に軍役もし非ならんには、彼必ず兵士に向ひて之を發言せしならむ。彼の兵士等は己の權位を濫用し利己主義を以て塵々無辜の良民を強暴し其惡行を掩はんが爲に却て良民を長官の前に誣訴したり。故にイオアンは之を直指して此の惡行を停めんことを促せり。もし軍役其者にして罪且不可許ものならんには彼豈之を默過せんや。然るに彼は只兵士に向ひて爾曹己の給料をもて足れりと爲すべしと言ひしのみ。此即ち其軍役及び之と倶に戰爭の許容すべきことを直指せしを知るべし。

尋で又ハリストスの言行にして律法と豫言者の誨ふる處に適合せし者ならんには、彼が戰爭を以て徹頭徹尾絶對的の惡として之を嚴禁せしてふ意見を容すこと能はず。仮令救世主は戰爭を以て如何なる場合に於て許容すべきやを直言せしことなしと雖も、吾人は彼の言行によりて其戰爭に關する意見の敢て舊約と異ならざりしを斷言するを得るなり、即ち曾て方伯ピラトの裁判を受けし時ピラト之に向ひて其のエウレイの王位を頒領する者として訴へられしを告ぐるやイヱス之に答へて曰く我國もし此世に屬せば我僕は我をイウデヤ人に付さいるが爲に戰ふべし(イオアン十八の三十六)と、その言意は左の如し、即ちもしイヱスにして己が創立せし神靈國若くは宗教道德界の國王にあらずして地

上の國王ならんには、彼必ず己の爲に敵と戰ふべき軍勢を有せしならんと。されば凡そ公平無私の各人には既に此言に據て救世主が或る場合に於て戰爭と軍務の必要にして許容せらるゝことを承認せしを知るを得べし。若し軍役と戰爭果して絶對的の惡ならんには、彼豈に此言を發せんや。彼は却て之に反するの言を發せしや明し。即ち彼はピラトに向ひ、武器を以て防護し且戰爭するは惡にして何人にも何處に於ても許さるべからずと識認せしめしならん。彼果して其十字架の苦死の前に方り異教人なるピラトに對して己が救世主及び眞理の敎師なること示さんとせし者ならんに、豈獨り戰爭に關する謬見を之に訓諭するの理あらん。彼は實に君と其臣民とを守護するが爲に去れど尙此の外福音書に於て、イエスが上文の如く戰爭を是認せしことを證するに足るものあり。今爰に其一例を示さん、曾て一人の百夫長あり、イエスの所に來りて切に其僕の治癒を請ふ、偶〻其のイエスに於けるの篤信見ゆ。イエス己を繞る人民に向て曰く、我未だイズライリ民の中に斯る大信あるを見ずと（マトフェイ八の十）以て道德の龜鑑と爲せり。借問す、イエス何故に百夫長の斯る信仰を見て彼もし戰爭と連絡する軍役を全く遺棄したらんには天國に近かるべしと直言せざりしや、假令百夫長は軍人の資格によらずして只一私人の資格を以て來訪せしとするも、彼に全く軍役を遺棄すべしとは、何故に知らしめざりしか。殊に又百夫長は我も己の管下にある兵卒に指令するの權ありと言ひしにあらずや。されば此れ實に唯一百夫長に關係せし事にあらざるを以て尙更之を勸諭するの要ありしにあらずや。然るを若し果してトルストイ伯の言の如く、イエスが戰爭を以て絶對的の犯罪及び惡と爲せしとせば、豈に百夫長に對て之を發言せざるの理あらんや。否、吾人は全く此言あきを以て推考せば左の斷言を下さゝるを得ず、即ちイエスが百夫長に其軍役を遺棄す

ること を 命せざりし 所以は、彼が 軍役と 戰爭 を 以て 全く 正當なる 事と 爲せしに 因る と。

偖又 余は 聖使徒等の 言に 徴して 見るに、此にも 亦 毫も トルストイ伯 及び 其同意者輩の 所謂 戰爭と 軍役の 意見を 利益する ことなくして 却て 之に 反對するある を 認識する を 得べし。

例へば 使徒行傳 中に 於て、コルニリイてふ 兵卒の 百夫長 及び 其所屬の 一兵卒を稱して 直に 敬虔なる 人と 爲せるあり。(使徒行傳十の一、二至 及び 七、)借問す、もし 戰爭にして 果してトルストイ伯の 言の 如く 惡ならんには、之に 隨從する所の 軍人を 名づけて 神を 畏敬する 敬虔者 といふ を 得るか。利己主義の 爲に 近者を 殺傷する 所の 强盜を指して 敬虔者 及び 畏神者と 稱ふる、豈に 驚奇せざる を 得んや。蓋しトルストイ伯の 言に 據れば、軍人は これ 取も直さず 强盜にして 只 其 政府より 公然 允許せられたる者なれば なり。彼は 余輩が 兵士を 指呼して ヘリストスを 愛する 皇軍と いふを 大に 嘲笑す。されど 若し 聖使徒等にして トルストイ伯の 如く 戰爭と 軍職に關する 意見を 抱くものならんには、奚ぞ 百夫長 及び 其他の 人を 稱へて 敬虔なる 畏神家と するを 得んや。彼等は 其 目擊する所の 悉くの 貪婪者、刼掠者、娼妓及び 諸他の 罪人を 面責したるによりて 推考せば、必ずや 軍役と 戰爭をも 嚴責すべきもの丶如し。然るに 余輩は 其 神啓の 聖書中に 於て、全く 之に 反對なる 言あるを 見るなり。

例へば 聖使徒 パエルは 國家 社會に 從事する 諸信徒に 訓誨して 曰く『兄弟や 各人宜しく 其 召されし 所の 身分に 在て 主の 前に 止る べし』と(コリンフ前書七の廿一、)聖使徒 ペートルも 亦 同じく パエルの 如く 國權と 其僕たる——軍人は 神 みづから 國民を 諸敵より 防護せしむるが 爲に 聖定し 給へる者 也(ペートル前書二の十三 至十四、テモフェイ前書二の一至 二、)と 直に 斷言せり。去れば 余輩は 聖使徒等が 其師 イ、スヽの例に 循ひ、軍役と 戰爭は 毫厘も 惡として 不認可と すべきを 認めざる事に 關して 他の 善証を 要せざる なり。

又 基督(ハリストス)敎の 初世代 諸記者に 論及せんに、彼等の 中 尤も 善証ある 諸記者は、決して 軍役と 戰爭の 認可すべき ことを 排斥せざりき。例へば ロマの 主敎 聖クリメントの 如し、彼れが 其 生國民を 保護せんが 爲に 干戈に 走りて 致命せし 愛國傑士を 激讃するの 頌詞は、これ 軍役の 當然にして 貴重すべき 場合に 於ける 戰爭の 許可せらるべき ことを 公認せし者なるや 明なり。去れど 又 オリゲンの 如く 戰爭に 正反對する者も なきに あらざれども、此れ 主 イヽスヽ 及び 聖使徒等と 敎會の 善証ある 記者輩の 意見に 全く 背戻するものなり。

凡そ 眞實なる 基督(ハリストス)敎の 見解は、初世代の 全公會に 於て 表白せられたり。而して 其一なる アレラトの 公會は、其 議決の 一に 於て『凡そ 軍役と 戰爭を もて 徒に 惡と 見做して 之を 辭退する者は 敎會の 親與を 絶るべし』と 制定したり。(編者補ーアレラトは、イスパニヤの地にして 東西敎會分離 以前の 會なり。)

更に 今 玆に サラチン人なる 學者等が 哲學士 聖イウステンと 談論せし ことを 叙述するも 敢て 無益に あらざる べし。

サラチンの 學者等は 聖イウステンに 向て いへらく『ハリストスは 爾曹の 神に 非ずや、然るに 爾曹は 其 命せし ことを 履行せざるは 抑も 何故ぞ、イヽスヽ ハリストスは 敵の 爲に 祈禱し、爾曹を 惡む者に 善を 作し、人もし 爾の 右頬を 批ば 轉じて 之に 左頬を 向けよと 爾曹に 命せしに あらずや。然るに 爾曹は 何事を 爲さんとする乎、人 若し 爾曹を 劫掠めば 爾曹 直に 其劍を 研ぎ 戰場に いでヽ 人を 殺傷するに あらずや』と。聖なる哲學者は 之を 聞終りて 言く『余 汝に 質問する所あり、汝等 何れの 法律に 論なく 若し 其中に 二誡あらんに、何人を 指呼んで 全く 之を 守護せし者と いふを 得るか、抑も 一誡を 遵守せし者か、將 又 二誡を 遵守せし者なる乎』と。彼等は 無論 二誡を 遵守せし者と 答へければ、聖なる哲學者は 徐々に 其語を 繼で曰く『夫れ 我等に 向ひて 劫掠する者の 爲に 祈禱し、又 作善を 命じたる 我等の 神 ハリストスは、同じく 又 我等に 向て 人 もし其友の 爲に 生命を

捨つるより大なる愛あしと言給へり。故に吾人は一個人として蒙むるところの凌辱等は甘んじて寛忍すべしと雖も、社會に在ては自身を犧牲に供へつゝ互に防護せんとす。此れ爾曹が吾同胞を生擄にし之を背神の所業に強迫しつゝ身体と倶に其靈をも生擄せざらんが爲なり。吾がハリストスを愛する皇軍は、救世主の見ゐずして存在する教會を守り、上帝の權能を敬する所の國君と生國を護るなり。蓋生國もし廢頽せば之と倶に國權も衰滅し「ハリゝステアニン」の信教も震動すべし、これ吾が兵士の流血決死奮戰せざる可からざる所以なり。若し皇軍の戰死者あらんには、吾が教會は之を生國の聖致命者の列中に加入し神前に於る生國の代求者と爲すなり』と。

終に教會の歴史は吾人に戰爭の適法なるを証明せり。人誰か神みづからマクセンテイに對する大帝コンスタンテンに救助と大勝利を賜ひしことを讃らざらんや。敬虔なる斯帝は戰爭後永久神を讃揚せんが爲に聖十字號を軍旗軍服等に印用するを命じたり。是れ現時に至るまで正教の皇軍に尊用せらるゝ所の記號なり。嗚呼誰か現今に於ても、万軍の主神の信教と生國の爲に仇敵と義戰をなす正教の皇軍を勇壯にして之に降福するあるを知らざらんや。

借問す、抑もハリストス教の名を籍りて軍役と諸般の戰爭を以て最大の惡として之を擯斥するは、豈に慨奇すべき事にあらずや。凡そ斯る愚蒙の言を發して顧慮せざる者はこれ自己を以てハリストス教の神性なる創立者及び其直接の門徒等と其最近の諸後任者に優れりとするにあらずや。

夫れ斯の如くトルストイ伯の戰爭をも徹頭徹尾允許せられぬ者とするの意見は、正教の視点よりすれば、全く異説にして却て辨駁排斥せらるゝものなり。

（明治廿八年 正新 三百四十三 及 三百四十五號）

第五編

平和恢復に關する　大詔を　奉讀す。

ペートル　石川喜三郎

日清兩國間の　平和は　恢復せられ、我　睿聖文武　皇帝陛下は　去月廿一日を　以て　平和恢復に　關する　聖旨　深遠　御辭　尊嚴なる　大詔を　垂れ給へり。臣民たる者　この聖訓を奉誦し、深遠　宏偉なる　聖謨の　存する所を　恭承して、誰か　鞠躬　以て　聖旨を　奉體せざる　者わらんや。吾曹は　謹で　平和　恢復の　大詔を　捧讀し、二萬有餘の　基督正敎徒の　感想を　代表し、其　素志の　存する所を　述べ、且　一般　基督敎徒の　精神と　抱負とを　社會に　告白するも　敢て　無用の業に　わらざるを　信ずる也。

謹で　聖詔を　案するに、國運の　隆張を　治平に　由りて　求め賜ふは、これ　陛下の　御宇を　統治し給ふ　爲政の　要趣なり。聖天子　襲に　清國に　對して　宣戰の　大詔を　發し給へるも、素より　敢て　干戈を　好み　給ふの　故に　あらずして、東洋　永遠の　平和を　堅立せんとする　宸謨に　これ　由れりと　さすれば　一たび　彼我　交綏の　約　成るや、治國平天下の　聖旨と　連戰　連捷を　得たる　光榮なる　國民の　保持すべき　精神とは、今般の大詔を　以て　詳密に　明示せられたり。

我　帝國が　十數月間の　戰鬪を　以て　此に　得たる　平和は、たゞに　これ　日清　兩國間の　平和たるのみならず、東洋全局の　平和なり。下ノ關に　於ける　媾和條件は、たゞに　これ　一時の　彌縫的　媾和條件に　あらずして、東洋　永遠　平和の　端緒なり。この　媾和條件より　生じ來らんとする　兩國民の　幸福は、我に　在ては　自重　以て　世界に　於ける　君子國民たるの　實力を　發表すると、彼に　在ては　謙讓　以て　我　帝國の　最恩惠を　認識するとに　あるのみ。

日清兩國間の　和議の　成立は、これ　國民の　均しく　欣祝する所なるべしと　雖も、特に　吾曹　基督敎徒（ハリステアニン）は　平和の　恢復に　關して　衷心の　喜悅を　以て、國家のために　欣祝

せざるを得ず。吾曹基督（ヘリステアニン）敎徒は必ずしも戰鬪排斥主義を主張する者にあらず、又必ずしも干戈を事とするを好む者にあらず。吾曹基督敎徒が時に開戰の止むを得ざるものあるを認め、軍國の事に奔走馳驅する所以のものは、戰鬪を目的とするにあらずして、この戰鬪に由りて永遠の平和を得んとするにあり。故にもし戰鬪の手段に依らずして國家永遠の平和を得らるべくんば、巨砲鐵艦を絶滅するも亦吾曹の希望なり。されど若し國家永遠の平和にして得られざらんか、幾多の身命を犧牲に供し、千百の都城を焦土に化するも、尙且戰鬪を繼續するの止むを得ざるを認むる者なり。吾曹は今般の平和恢復の宸文を奉讀して、吾曹基督敎徒の素志の畏くも聖旨に副ひ奉れるを視て、私かに欣喜に堪へざるものあり。

吾曹基督（ヘリステアニン）敎徒はこの思想を以て我帝國の開戰の目的となせり。吾曹はこの思念を以て開戰期を經過し、吾曹の本分なりと信ずる所の責任の幾分を盡せり。

今や日淸兩國間の媾和條約成りて、平和恢復の大詔は發せられたり。吾曹が平和の恢復を欣祝するも亦この宿志の成就を祝するに外あらざるなり。此に恢復し得たる東洋永遠無窮の平和の端緖は、これ唯り皇軍連戰連勝の結果たるが故に祝すべき事たるのみならず、又これ支那（シナ）四百餘州と鷄林八道の死の境に文明の光輝を放射し、今より後幾多の生靈をして天賦の幸福を受けしむるの端緖を開きたるが故なり。勇猛なる皇軍に敵して一大打擊を被りたる淸國の運命は、大に悲しむべきものあるが如くなるも、未必ずしも然らず。かれはこの目前の不幸を以て、永遠靈さざるの天幸を享けんとする者なり。かれは最暗黑の境界より宇內文明の境遇に誘導せられんとする也。かれが目前に失ひたる利益を、永久將に受けんとする最大幸福に比すれば、それ或は九牛の一毛にだも若かざるものあらん。かれ淸國は、實に東洋全局に對する永遠平和の擔保として確かに奉天省の一部と臺灣一連の島嶼を割かれたるも、もしそれ今日この

膺懲の事なく將來今回の如き不法を歐米の强國になし、其國土を寸斷せらるるの悲運に比せば、我至尊陛下の特恩を感謝せざるべからず。吾曹は今回の事件に依りて敗清の得んとする利益幸福は兎に角に僅少ならざるを信ぜずんばあらず。

然らば則ち我帝國が暴清を討じて得且つ將に得んとする利益幸福は、果して幾何ぞや。これ吾曹の大に熟慮せざるべからざる至要の問題なり。我日本帝國は兇暴の清國を討せんがために、幾多の生靈を失ひ、巨額の軍費を要して僅少ならざるの損害を被ふれるや勿論なり。然るに我帝國民は、この膺懲の出征によりていかある利益と幸福を得たるか。若しそれ損害要償の意義を以て事態の表面を觀たらんには、一國民の貴重なる身命を損したるは支那四百餘州を得るも尙之れを償ふに足らざるにあらずや。土地の占領、償金の受領、通商の便利等、これ皆我帝國が得んとする利益と幸福に相違なけん。されど我日本帝國の臣民は、幾多の兄弟の聖血を濺ぎて以て得んとするの幸福は、這般の物質的幸福に止れりと思ふべからず。我皇軍の凱旋の裏面には、更に至大なる幸福の隱在するに留心せざるべからず。若し我同胞にしてこの裡面に存する幸福を自覺する能はずんば支那全土を讓與せらるゝも、敢て以て幸福と稱するに足らざるべし。而して吾曹は今般の大詔を捧讀するにこの征淸事件の最奧底に存する最大幸福の倫言に明示せられたるを捧讀して、我同胞と共に其最大幸福の何ものたるかを識認せざるべからず。

庸弱無能なる淸國民に勝利を得たるは、以て吾曹日本國民の幸福と稱するに足る乎。東亞大陸の幾分を得、南洋の鎖鑰なる臺灣諸嶋を割さたるを以て、吾曹國民の無上の幸福なりと云ふべき乎、曰く否。果して然らば所得の償金、通商の便利の如きは、素より未日本國民の有すべき無双の幸福と稱するに足らざるべし。吾曹日本國民の有すべき、將有せざるべからざる唯一の幸福は、實に

是れ 世界に 於ける 君子國たる の實力と、其 聲價ならざる を 得ず。一言 以て 之れを 云へば 世界 無比の 道德國たらん とする は、これ 吾曹 國民の 主一 の 理想ならずや。

若し それ 祖宗 大業の 恢宏と 陛下 御治世の 大志とは、日本帝國の 光輝を 無究に 闡發する にありと せば、吾曹 日本國民の 奉天の 使命の いかに 悠遠あるやを、自覺せざる べからず。もし 國民にして 日本帝國の 光輝を 闡發する 唯一の 動機たる 至高の道義を 有する を 得ずんば、東亞大陸を 全領するも、南洋諸嶋を 併有するも、未 以て 國威の一部を も 發揮するに 足らざるべし。

吾曹は 我 帝國が 清國に 勝利を得、清國の 領土を 占有したるが 爲めにのみ、諸外國の 讃稱を 受くるを 喜ばず。寧ろ 帝國の 臣民が その 君主と 國家の ために 忠勇 義烈の 精神を 感發し、『出征の師は 仁愛 節制 の聲譽を 播し、外交の政は 提敏 快暢の 能事を 盡し、以て 能く 帝國の 威武と 光榮とを 中外に 宣揚し』たるの 實力を 識認せられん事を

希望する ものなり。吾曹は 世界に 對して 如何なる 讃美をも 博するを 願はず、たゞ 日本帝國民が 國家に 對し、君主に 對して、世界 無比の 至高の 道義を 有する者なる 事を 識認せらるれば 足れり。吾曹は 日清交戰の 際に この 至高の 道德の 大に 感發せられたるを 認むる者なり。吾曹は 我 封土の 膨大したる を 以て 幸福と せず、この至高の 國民的 道義の 發揮したる を 以て 國家 幸福の 增進あり と 信ずる者 なり。征清の 偉業に 由りて 得たる 幸福は、實に この 國民的 道德の 發揮にあり。我 日本帝國が 其 領土を 增加したる がために のみ 膨脹せり と 思想する者は、國民的の 唯物論者なり。吾曹は 胸宇 偏狹なる 這般の 唯物論者と なりて、僅少ある 國土の 膨大、形體の 增長のみ を 以て 滿足する を 欲せず。吾曹は 帝國臣民の 道義の 增進、精神の 膨大を 以て 征清の 業に 由りて 得たる 無上の 幸福なり と 信ずる者なり。武力を 增進せしめて 東洋の 覇たらん とするのみが、吾曹の 希望なる にあらず。吾曹は 寧ろ 至高の道義を 以て、偉大の 精神を 以て、將 又 世界に 於ける 君子國民たるの 實力を 以

て萬國萬民の師表たるに臻らん事を希望する者也。而してこの偉大なる使命と抱負を成就せんがためには、此に詔勅の倫言を謹錄せざるべからず。曰く『努て驕奢を戒め、謙抑を旨とし、益〻武備を修めて武を黷すことなく益〻文教を振て文に泥むことなく、上下一致各〻其の事を勉め、其の業を勵み、永遠富強の基礎を成さむことを望む』。曰く『勝に狃れて自ら驕り、漫りに他を侮り、信を友邦に失ふが如きは、朕が斷じて取らざる所なり。乃ち清國に至ては、嫌和條約批准交換の後は、其の友交を復し、以て善鄰の誼を敦厚なるを期すへし』と。これ豈偉大なる使命を負ふ國民の拳々服膺すべき聖訓ならずや。これ豈國民として忠勇仁義の至德を發表したる日本國民が各自躬行すべき所謂個人的の道德ならずや。倫言に明示せらるゝが如き個人各自の私德を有するを得ずんば、赫々たる國民の公德もそれたゞ虛名の僞善的行爲たらんのみ。

吾曹基督（ヘリステアニン）敎徒は尙力弱く勢微なりと雖も、自ら振て道義界の燈臺となり、地の鹽と光彩とならん事を期する者なり。故に社會が凱旋の稱讃に醉ふて、頻りに形体的の膨大を誇唱するに當りて、吾曹基督敎徒は、自ら精神的の膨大を認め、世界に於ける道義力の伸張を主張せんとする者なり。基督敎徒は、敢て膨脹的日本國の武備經濟上に特別の籌策を有する者なりと云はず。されど新日本の國民は、新生命を含有する道義を有せざるべからざる事を認め、其新生命の道義のなにたるに關しては、特別の意見を有する者なる事を斷言するに躊躇せざるなり。吾曹は、平和恢復に關する大詔を捧讀して、益〻基督（クリストス）敎主義の道義を社會に擴張するの必要を認め、新生命の道義力を以て日本國を洗禮するは、即ち帝國の光輝を宇内に宣揚するの主一の要條たるを確信する者也。吾曹基督敎徒たる者豈至尊陛下の大御心を奉体して倍々國家と斯道のために奮勵鞠躬せざるべけんや。

（明治廿八年 正新 三百四十六號）

第六編

戰勝後の道德界。

ペートル　石川喜三郎

若し それ 現在は 未來を 生むの 母なりと せば、將に 現出せんと する 社會萬般の 現象は、既に 現時の 現象中に 胚胎する ものたるや 論を 俟たず。過去の 歷史は 未來の 預言書なるを 以て、今日の 現象に 對する 正當なる 觀察は、方に これ未來の 現象に 對する 解釋の 前提たらざるを 得ず。吾曹が 今 此に 戰勝後の 道德界の 現象に 關して 一言せんと 欲するは、たゞ 現時の 社會の 現象を 觀察し、これを 前提と なして、將に 現出せん とする 將來の 事實を 論斷せんと するに 過ぎず。

交戰前の 我 日本國と、交戰後の 我 帝國とを 比較すれば、既に 國家の 体面を 一變せり。それ 只 國家の 體面を 一變せるのみ ならず、國民の 思想も 一變せり、其希望も、其 氣慨も 悉く 一變せり。されど 戰爭は、未だ 終結を 告げたるに あらず、又隨て 國民の 思想界の 變動も、亦 決して 變遷の 極に 達したるに あらず。國民の思想界は 今日 尙 急激なる 快潮に 乘じて 變遷しつゝ ある なり。

戰勝後の 思想界の 變動は、惟ふに 開戰の 今日に 於ける より 一層 甚しき ものあらん。戰勝後の 日本帝國は、決して 今日の 日本帝國ならざる べし。戰勝後の 大日本國は、決して 戰勝の 月桂冠を 戴たる のみ なる 日本國たらざるべし。想ふに 世界に於ける 日本帝國の 位置と、帝國の 威力 權勢とを 覺認したる 誇大の 思想の、其 極度に まで 發達す べきは、既に 今日の 社會の 現象に 徵して 昭々たり。果して 然りとせば 戰勝後の 日本帝國は、其名譽と 實力を 以て 宇內に 雄飛する の 誇大の 日本帝國たる べきは 多言を 要せずして 明かなり。

斯の如き 運命の 途に 上りたる 我 帝國は、早晩 必ず 其 希望と 目的を 達する の

期あるべし。我 大日本帝國が 斯の 如き 盛運に 赴き、斯の如き 天幸を 得る に 當りて 吾曹の 最も 杞憂せざる を 得ざる もの は、我 帝國民の 道義界の 現象 これ なり。これ 吾曹が 今日より 預め 其 道義界の 現象を 觀測し、其 弊の 生ずる所、其害の 發する点を 未然に 研究して、これ が 經綸の 私見を 述べん と 欲する 所以 なり。

我 日本國民は、古來 決して 自屈の 國民 ならざりき。維新前の 制度ゝ、鎖國の 主義を 執りて 一孤島の 小天地に 跼蹐たる 時代 おらしめたり と するも、これ 決して 自屈の 精神に 原因せし ものに あらず、當時の 鎖國 攘夷の 精神は、他邦の 威力を 怖れ、我の 微弱を 覺知したる より 生じたる に あらずして、寧ろ 神州の 天民と 云ふ 誇大の 精神を 以て 他邦を 土蠻視せる に 原因せし ものならざる を 得ず。この 神州の 天民、若くは 大和 民族と 云ふ 遺傳的の 觀念は、常に 國民の 思想を 左右して 止まざる なり。この 大和民族と 云ふ 遺傳的の 觀念は、何時も これ 實に 我 國民の 膨脹力の 動機たる に 相違なし。然ども 今日の 我 日本帝國の 膨脹は、決して この 動機 のみ を 以て 膨脹したる にあらず。いかなる 動機の 存在する あるも、若しこの動機を 以て、活動せしむる を 得べき 實力の 存在する なくんば、動機は それ 只 徒然たらん のみ。我 大日本帝國は 幸に 大和民族なる 觀念の 動機を 以て 宇内の 文明的 精神と 利器を 活動せしむる 事 なくんば、今日の 如く 膨脹する を 得ざりしや も 知るべからず。これ 恰も 中華の 大民と いふ 倨傲の 觀念は、支那人に とりて、たゞ 滅亡の 動機たる の 外、何等の 効力も なさゞる を 見て 知る べき なり。故に 云ふ、我 日本帝國が 其 威力を 宇内に 發揚したる は、素より 一天万乘の 聖威に これ 因ると 雖も、抑 又 國民の 遺傳的 誇大の 觀念と、宇内的 文明の 精神に 因れり と 云はざる べからず。

然るに 我 日本帝國民が 帝國の 膨脹を 以て、當に 大和魂なる 道傳的 觀念の 賜もの なり と 思想する に 至りては、將來 必ず 國民の 道徳上に 尠少ならざる 缺点を 生じて、却て 大帝國の 勢威を 損する 事なし とも いふ べからず。道義心の 變遷は 一

個人に於けるも、又一國に於けるも、其狀態に異なる事なし。故に今一個人に付きて一例を擧示せんに、此に一富者ありと假定せよ。若しこの富者をして知己親戚其他世間幾多の商法上の得意等に對して幾分の庇護をも認めずとせんか。(仮令寸分の庇護なしとするも)、この富者の道義心には、既に一大缺点ありと云はざるべからず。かれは勿論獨立心に富めるに相違なし、されどかれは親戚知己得意等に對して極めて不禮なるに相違なし。これ彼が心中、只自己の富を得たる功に誇り、自己の盛運に傲慢するの外に、何ものをも存せざるを以てなり。かれは自ら尊大なるも、自重の精神、謙讓の心に乏しきに相違なし。果して然りとせば、この富者は、社會に於て決して幸福なる人なりといふべからず。寧ろ彼は最も不幸なる、又最も憫然なる人たるに相違なし。

一國の道義の狀態にとりても亦斯の如きのみ。

若しそれ我日本國民にして、只大和民族たるの遺傳的觀念を誇稱するを知りて、宇内的文明の鴻恩を感ずる心なく、隣邦の國民に對する謙讓の精神に乏しからんには、何ぞかの富者と撰ばんや。我日本國民が支那帝國に勝利を得たれば、眞に誇るべき事たるに相違なし。然るも我等日本國民が支那國民に勝利を得たればとて、他の親交國民に對して、傲慢尊大たるべき理由は、何所にも存せざるなり。戰捷の勢威を誇りて他國民を輕侮するは決して戰捷國民の名譽にあらざるなり。支那大國を征伏して勇武を宇内に輝かしたる我帝國民は宜しく、謙讓以て自ら重じ、深沈大度の氣宇あるべきなり。

古來攘夷主義なる者は、其形跡精神同一なりと雖も、其原因は一にして足らざるなり。維新前の攘夷の精神は、國家の安泰を以て一に鎖國にありと妄信したるに職由せり。明治時代に至りて國粹保存主義に伴うて起りたる一種の攘夷精神は、只國民が自己の長所を自覺したるため、他國の國粋を輕侮したるに原因せり。今日社會の一部の人の腦裡に存する内地非雜居の主義と伴ふ攘夷主義は、

人種生存の競爭、國家經濟の利害を誤解したるに原因せり。而して又將來に於て日本國民が戰勝の餘威を振ひ、誇大的精神を持して一種の攘夷主義の傾向を有するに至るあらば、これ自ら大帝國民たるの自重心を忘却したるに原因するものならざるべからず。其原因は各異なりと雖も其精神に至りては、均しくこれ同一の攘夷の精神なり。これ豈其氣宇既に宇内を呑みたる帝國民の有すべき精神ならんや。又かゝる精神を有するはこれ豈世界に於ける日本帝國の位置を識認したる大國民の榮譽ならんや。

温和と剛毅と豈並立せざるものならんや。謙遜と勇武と豈兼備せざるものならんや。將又寛容と沈勇と豈共存せずと云はんや。我大日本帝國民は、剛毅勇武にして深沈なると共に宜しく温和謙遜にして寛容なる國民たらざるべからず。全身に烈火の如き威力あるも、小事に對して漫りに其威烈を發すべからず。眞個の東洋君子國の臣民たるの實相を明示すべし。

戰捷の威勢を以て膨大したる我日本國民は自重謙遜にして温和なる國民たるべきのみならず。又宜しく儉德あるの國民たらざるべからず。古今東西の青史を案ずるに戰に勝て國民奢侈に流れ、遊惰放逸に失して其社稷を殆うするものあるは戰捷國民の常なり。戰捷後の我日本國民は果してこの失德なからん事を得べきか。若しそれ今日に於て此事を猛省するなくんば、禍害の萌芽は戰捷の餘威中に發して、防止すべからざるの勢を以て增長すべし。

我日本國民が勝利を得て凱歌を奏し、三春の花下、長江の涼風これ友としの時に當りて、かの清國民にして敗亡糸竹管弦を弄して、國家の盛運を祝するの慙恨骨髓に徹し、膽を嘗め薪に臥して、武を練り財を節して其國力を養ふ事ありとせんか、戰捷の光榮はそれ只一の歷氣樓たらんのみ。故に我日本國民は無力無能の一清國を征伏したればとて、努天下に敵なきが如き想像をなすべからず。治に居りて亂を忘れず、勝て兜の緒を締るは、千古の金言なり。果

して然りとせば戰捷後の我邦は、必ず儉德の精神を以て充てたるの道德界たらざるべからざるや論を俟たず。

倨傲尊大なる者は必ず奢侈放逸なり。故に國民にして自重謙遜の德に乏しくんば、奢侈放逸ならざらんとするも得べからず。人動もすれば曰く『我日本帝國民は外人に對して軟弱自ら屈せんよりも、寧ろ倨傲侵すべからざるの勢あるに若かず』と。吾曹は勿論外人に對して自ら侮り自ら屈すべしと云ふ者にあらず、寧ろ正當の權利、獨特の賦能を自覺して、自ら重じ、其實力と聲譽を發揚せん事を欲する者なり。されど吾曹は決して倨傲不禮の善德たる事を認むるを得ざるなり。矜誇なる者は、必ず專橫驕奢たるを免れず。これ亡國の原因にして、世界の歷史の事實を以て之を明證せり。然らば則ち我日本國民は、いかにして自重謙遜にして且つ儉德を守り以て戰勝國民たるの光榮を無窮に全うすべきか、これ吾曹が特に今日に於て討究せざるべからざる、道德問題なり。

吾曹は我邦の道德界に向て幾度か切言して云へり。曰く『吾曹人類の道德なる者は、道德の誡命條目のいかんにのみ由りて行はるゝものにあらず、其精神と實力のいかんに因るものなり』と。故に國民に向て漫に謙遜ならざるべからずと云ひ、又節儉ならざるべからずと云ふも、多くはこれ徒勞の言たるを免れず。されば國民をしてこれらの道德を實行せしめんがためには、先づこれを實行する精神と實力を有せしめざるべからず。國民にして其德敎を實行するの精神と實力に乏しくんば、謹嚴莊重なる幾多の德敎も、將複雜繁多なる千百の誡命も、皆是徒然の死文たらんのみ。

然らば則ちこの精神と實力をいかにして得べきか。これを宗敎外に得るの道は果して存するか、倫理學は能く倫理の人を作るを得べきか、聖賢尊崇の敎權主義は果して道德實行の實力を與ふるを得べきか。

大日本帝國の勇武精英を宇內に宣揚したる我同胞は、今や更に進で至高なる

道徳を實行するの精神と實力とを有せざるべからざるの氣運に際會せり。是時に方りて、如何にして能くこの精神と實行を得べきかを討究するは豈至要最先の問題ならずとなさんや。

（明治廿八年 正新 三百四十一號）

第七編

相愛主義 盛ならざれば 社會の 進歩も 亦恃むに 足らず。

神學士 アルセニイ 岩澤 丙吉

不文の蠻民は、常に己れ一身の事のみを慮りて頼む所は唯腕力あるのみ。故に弱肉強食は、彼等が常に免る能はざる所にして、甚きに至りては、父母を殺し妻女を質し幼兒を賣るも猶自身の困苦を脱せんとする者往々之あり。最も奇なるは、彼等自身が尊信する所の神に献祭を爲すに就ても、必竟その歓心を得て以て自身を利せんとするに過ぎず。これ唯神に媚び献祭を賄賂視するのみ。蠻民中には、人類の生血を絞りて之を燔祭に供する風あり。これ亦その血を以て神の意に適する物と自定し、その神を彼等蠻民の如く他人の肉を喰ひ他人の勞力を自用する者と思ふが故なり。

斯の 如き 腕力界の 人民は、常に 戰鬪を 事とし、奴隷 蓄用の 風を 養ひ、強者は 弱者を 倒し、益、その強に 誇り、弱者は 次第に その壓倒を 被むりて 遂に 全く 併呑せらるゝ に 至る べし。然ども 戰爭なる者は、不斷 行はる べき こと に 非ず、奴役の 風は 多くは 是れ 勢力の 不均等ある者の 間に 行はる べき こと にして 均一の 勢力を 有する 者は 如何程 相戰ひ 相爭ふ とも 勝敗の 局を 結ぶ こと 能はず。斯樣なる 場合に 於ては、互に 相讓り 以て その 權限を 定めざる を 得ず、是れ 法律の 必要なる 所以なり。

法律は 社會に 唯 消極的の 功を 來して 積極的の 事には 關せず と 謂ふ も 可なり。如何と なれば 法律は 我等に 何を 爲すべしと 命ずる 者は、他人に 向て 我が 思ふ 儘に 我が 有する 丈の 勢力を 逞う する こと 能はず。如何と なれば 法律の 爲めに 權限を 畫せられ 他人の 權利を 侵害する こと 能はざる に 由る。然ども 法律は 唯 個數的 或は 數理的の 公義を 促す のみ、即 同一の 行業に 對する に 同一の 處置を 以て すべき を 命ず、『人を 殺す者は 死なん』と 言ふ が 如きは 是なり。然ども 自己に 對しては 他人の 權利を 侵害せざる 限りは、無理 暴行を 爲す とも 其 尤むる所と ならず。法律は 到底 純全なる 公義を 顯はす こと 能はざる なり。國君 若くは 秉權者が 發布する 法令中にも、或は 不義 不正の ものなき に 非ず。輿論 公義の 制裁に 依りて 成りし 法律と 雖も、亦然り。輿論とは、その 社會の 多數の 者の 說たるに 過ぎず。左れば 人々が 常に 稱して 當時の 輿論と なせし 事も、後世の 社會に 於て 非議せらるゝ こと 少なからず。昔より 其例 多かりし、宗教 窘逐の 法令の 如きは、その 最なる者にして、實に 無理 壓制を 極めたり。總じて 法律界に 於ては、腕力 猶 依然として 其 重きを 占め、權利は 唯 其 虛形を 爲す のみ。

然ども 茲に 又 一の 義あり、他なし 道德的の 義なり。吾人 若し この義に 遵ふ時は、只 己れ の 爲め のみ、思はずして、亦 他人を 思ふ こと 己の 如くならざるを 得ざるなり。

人は他人に對すると我が自身に對するが如くならざるべからず。自己と他人と一つの範圍内に置きて其間相懸隔すべからず。凡そ人として己を愛せざる者なし、左れば自己を愛するが如く他人を愛するは、是れ道徳的の義を守るなり。基督教道徳の理想は即ち是なり。而して此主義を實徹するに際しては獻身を要する事あるを覺悟せざるべからず。然ども是唯理想なれば、到底不斷完全に是を實行し得べからず。兵士の戰場に出づるや、國家の爲に一命を棄つるの覺悟は必要なれども、未だ必しも身を殺すべしとの謂には非ずして、已むを得ざる場合に於てのみ然すべきが如く、吾人も此の最高の理想を抱きつゝ已むを得ざる境遇に於ては、熱愛の餘り他人の爲めに一身をも犧牲にすることを辭せざるの覺悟あるべしと言ふのみ。

愛の極發するに當ては、自己あるを忘るゝに至るものなり。慈母の赤子に於ける愛の例は禽獸だも亦然るを見る。凡そ何事に係らず天下の大事業は、悉く皆獻身的の偉功を以て其基礎を固めたること、は歷史上に昭々たり。殊に初代の基督敎徒が自身の血を流し骨を曝したるの事蹟は、其最なるものなり。

然ども人或は問て曰はん『他人を熱愛するの餘り自身を犧牲に供するは、是れ道理に背違するに非ずや、自己の權利を蔑視するに非ずや、尙甚しきは「汝の右頰を歐打する者には左頰を轉じて之に向けよ」等の言は、無理の極にして到底世に行はるべき事に非ずして迂遠の甚しきに非ずや』と

固より人は漫に自己の權利を輕蔑すべき者に非ず、唯大義の爲め小節を顧みざる事あるに際しては、其實然らざるも外面より一見する時は恰も卑怯未練にして人の人たる所行に恥づるが如く表はるゝことあり。例へば兩相如が廉頗の要擊を避け、或はテミストクルスが軍議の最中に傍人怒て之を打ちけるを彼れ從容として『我を打つは可なり然ども先づ我が言ふ所を聞けよ』と言ひしが如きは、皆此精神を表はせし者なり。而して『右頰を歐打する者には、左頰をも轉向

せよ云々』との基督の言は、唯其愛の無限なるべきことを示せし迄の事にして、肯て是を直解すべき者に非ず　強ひて是を果して然るや否やはマトフェイ傳五章第廿九節以下を通讀せば、自ら明かならん。例ば『若し右の眼汝を罪に陷さば、抉出して之を棄てよ』等の語に就て考ふるも此言を其儘實行したらんには、基督教徒は一日を出ですして全く醫者とならざるを得ざらん、是實に奇怪と謂はざるを得ず。其他『惡に抗敵する勿れ』との語は、惡を以て惡に敵する勿れの義にして（マトフェイ傳十八章十五節より十七節までを對照せよ）『汝の敵を愛せよ』とは、其罪を惡みて其人を惡む勿れの義なるのみ。

忠孝信義は、其名各相異なるも皆是愛なり、愛の缺乏する日に於ては、法律始めて其効力を表はすを得べし、故に法律の力を賴むの念慮愈々強くなる事は、餘り愛すべきことならず。今夫婦相互の關係に就て是を考ふるも、既に法律に依て其結約を固めざるを得ざるに及びては、（例は財產等の權限に就き）到底相互の愛情の濃厚ならんことを願ふも得べからざらん。尙進みては國家の大政に參與する人々の如きも、若し誠實に國家を愛するの念乏しき時は、間々河水を濁らして魚を探らんとするが如き野心を生ずるの恐なしとも圖り難し、嗚呼愛なる哉。

然ども社會の秩序を整然たらしめ人民をして稍々安全の域に居らしむる者は、法律の力にして、是を軍旅に喩ふれば、地の利を得たると相等しからん。然らば則ち一步を進めて人の和たる愛即基督教の所謂愛の主義を以て社會の人心に浸入せしむることは最も缺くべからざることにして吾人の希望は是に越したる事なし。

現時發明發見相次で現はれ、社會日に月に進步し、百事萬端悉く便利を極むるは、誠に結構の事なりと謂はざるを得ざれども、退て又考ふれば、利器は其用法に依て兇器とも成ることあれば、結局社會の人心の如何に依て、或は是

等の進歩が反て害となることなしとも期し難し。故に先づ人心に相愛の精神を嘘込むことを務むべきなり。

（明治廿三年正新二百廿一號）

第八編

清國の保全と基督教。

ペートル　石川喜三郎

匪徒、一度北清の野に起りて、干戈を動かしてより、親交の列國その患害を被ふらざるなく、各國また兵を出して、鎮滅を謀るの止むなきに至れり。列國の使臣は、北京に籠城して、僅にその危害を免れ、天幸列國軍の救援に因りて、死地を出るを得たり。列國連合軍の北京進入は、一面に於て各國公使と籠城の外國民を救護し得たると同時に、清國そのものゝ永遠の滅亡を救ひ得たるものなり。此に於て起り來るべき問題は、いふまでもなく清國今後の處分問題なり。『今後の清國をいかに處分すべきか』との大問題は、列國の間に提議せられ、悲むべき東洋の一大老朽帝國は、その處分を受けざるべからざるの運命を來せり。

列國今日の態度を以て察すれば、この處分問題の決着は、支那帝國の保全を期

するものの如く、また清國の保全を以て、最も正義に應ひたる議となし、列國に取りても利益なる決議と是認せらるゝが如し。近時我邦にても國民同盟會の成立せらるゝありて同樣の主義を發表せり。

基督教（ハリストス）主義を持する吾曹の見解よりも、過去三千餘年間の歴史を有し、東洋文明の一源泉たりし支那帝國の滅亡を今日に於て觀るは眞に恐びざる所なり。願くは列國の公議、この義擧に出で、十九世紀掉尾の歴史的運動として、世界の列國が大清帝國の保全策を講ぜられん事、吾曹の希望に堪へざる所なり。

されど今後列國が採らんとする支那保全策なるものが、果していかある策なるべきか、單に保全といふとも、いかなる擧止によりて、保全の議を全うするものなるかを明かにせざれば、保全必ずしも美なりといふべからず。今日世間に於て唱道せらるゝ保全なる名稱の意を考ふるに、世人の所謂保全なる語は破滅を非認するの語にして、支那の保全とは、支那帝國を分割せずといふの意に外ならず。然らば即ち、他國を侵奪せず、列國の爪牙にかけずといふを以て、これ他國を保全するものなりといふべきか。これ恰も他人の財産を奪はざるは、その財産を保護するものなりといふに異ならざるべく、更に理由のあき言たるを免れず。清國に對する列國の擧にして斯くの如くんば、吾曹は寧ろ清國のために同情に堪へざるものなき能はず。なんとなれば今日列國が採らんとする政治的保全策なるものは、恰も支那帝國なる巨人に對して、死刑を宣告せずして、無期徒刑を宣告し、これを殺さゞる代りに終身の懲役となし、支那帝國をして有名無實の死帝國たらしめんとするに外ならざるべきを以てなり。

僥倖にして列國の分割を免れたる清國は、列國監視の下に成れる政府を組織し、列國中の強國にそが要地を占領せられ、聲援の許に外兵を屯せしめられ、一擧一動外國の政權を以て干渉せられ、これを以て保全の實を得たるものとせら

れんか、吾人は 清國なる 國家の 亡骸が、動物 電氣の 作用に よりて 蠢動する を 見るの 外、一の 生ける帝國ある を 見ざらんとす。列國の 威力を 以て、清國を 保全するは、これ 清國に 對する の 威壓なり、列國 政權の 强大なるは、その 背後に 强大なる 武力の 寄る べき ある を 以てなり。今後の 清國は 好意の 保證と いふ 美名を 有せる 武裝的 外國政權の 下 に 威壓せられざる を 得ざる なり。あゝ 非運なる 支那帝國は、遂に この 慘禍を 被ふる を 免れざるか。

武力を 以て 領土を 分割せらるゝ と、保全を 名と して 威壓せらるゝ と、支那帝國の 獨立 存在に とりては、五十歩 百歩の 運命たる を 免れず。若し 外國の 武力と 政權を 以て 清國の 動亂を 豫防する を 以て、清國 保全の 最後の 策なり と せんか、これ 半殺を 以て 殺さゝる の 實なり と いひ、之を 活す の 實なり と いふに 異ならざる なり。故に 政權と 武力を 以て 支那を 保有する の 道が、必ず しも 保全の 最後の 要議ならざるや、自ら 明かなり。

支那帝國を して 永遠の 存在を 保たしめん と 欲せば、武力を 以て 頑迷なる 匪徒を 鎭壓して、一時の 保全を 爲すに 止らず、清國人民の 開導敎化を 以て 最後の 目的と なさゝる べからず。清國の 人民にして、未來 永劫 その 頑迷なる 思想を 脫せず、妄愚なる 迷信を 捨る を 得ずんは、一大帝國の 前途に 於ける 自滅は 火を 見るより も 明かなり。故に 支那帝國 保全の 第二要議は、清國民の 開導に 在り。世界の 列國が 清國の 開導を 忘却して、曾に 武力を 以て 政權を 以て、この 老朽國の 滅亡を 濟度し 得べし と なさば これ 恰も あれ 馬に 銜して、秣せざる も 能く その 生を 保たしむ べし と いふに 異ならざる なり。

清國の 保全を 企圖せん がため に、その 主權者を 變更する も、また 政體を 更改するも、これ たゞ 政治の 形体を 變ずる まで の 事にて、頑迷なる 清國は いつまでも 頑迷なる 清國たる を 免れず。政治的 革命の 効果は、その國民に 生ける血ありて 始めて 期する を 得べく、心理的 死亡者たる 國民に とりては、いかなる 革命の 演出

せらるゝ、あるも、活動寫眞の 演藝を 觀たる程の 感想をも 起さゞる べし。

又 清國開導の 要條として、彼に 與ふるに 精鋭なる 武器を 以てし、軍艦を 構造せしめ、鐵道を 敷設せしめ、單に 富國 強兵の 實を 擧げしめんか、これ 虎に 與ふるに 翼を 以て するが 如きものにして、今日の 支那帝國は 更に 一層の 恐るべき 邦國たるに 至る べし。なんとなれば 文明的の 思想なくして、頑愚いかんともすべからざる 清國民が、兵器、鐵道、軍艦等の 精英を 有するに 至らば、これ 只 支那人の 獰勇に 利益を 與へたるに 過ざれば その慘害の 波及する所 更に 甚だしきものある べし。されば、これらの 物を 與ふるの 先き、もしくは 與ふると 同時に、先づ 清國民を して 開明の 民たらしめざる べからず。小兒をして 利器を 善用せしめんと 欲せば、その 手足を 擊束せん よりも 寧ろ 大人たらしむるに 若かざる なり。その心 小兒の如く、その形體 老者の如く なる 清國を 保全せんと 欲せば、この民を 開導して 有爲の 青年の 如く ならしめざる べからず。

支那帝國 保全の 結極問題は、支那帝國民の 開導敎化に 在り、此に 於て 起る べき問題は、然らば 如何なる 德敎を 以て、斯民を 開導す べきやとの 問題ならざるを 得ず。我邦の 舊道德に 大なる 敎化を 及ぼせる 彼の 儒敎は、その 本家たる 支那帝國の 今日の 運命を 來せるの 素因たるを 思はゞ、儒敎の 以て 支那 今後の 開導を 益せざる べきは 見易きの 道理なり。また 彼の佛敎と 雖も 同樣にて、數百年 間 佛敎の 行はれたる 支那帝國が、固陋 頑迷の 境遇を 脫せざる 今日あるを 以て 察せば、清國 將來の 開導は、かの 佛敎に 依賴するを 得ざる べきは 識者を 俟つて 知るを 要せざる なり。佛敎と 儒敎との 如きは、偶 以て 清國 現時の 如き 結晶的 道德の 狀態を 來すの 外、眞個の 文明に 補益せざるの 德敎なり。支那 現時の 運命は、これが「論よりの 證據」にて、何人と 雖も 之を 非とするを 得ざる べし。

然らば則ち、支那帝國の 開明を 期し、清國民をして 文明國民に 伍せしめんと 欲せば、必ず 基督（ヘリストス）敎の 敎化を 要せざる べからず。間接に 基督（ヘリストス）敎主義の 感化を 受けたる

支那の政治家中に、稀に開明主義の人士あるを以て察せば、若し清國の民をして直接なる基督（ハリストス）教の教化を受けしめば、清國を擧げて開明主義の邦國たらしひるを得べきは敢て難からざるなり。

人或は云はん、『支那國には既に久しく、基督教の傳へられたるものあるに關せず、今日の事あるを以て見れば、基督教も亦依頼するに足らざるにあらずや』と。支那に基督教の傳道を開始せられたるは勿論昨今の事にあらず。されど今日までの清國の傳道は甚だ遲々たるものにして、清國の基督教徒はこれを四億の未教化民に比せば、殆ど九牛の一毛にも若かざるべし。然もこの少數なる基督教徒は頑民のために開明主義の民と視做され、その敵視する所となりたるを以て見れば、基督教は非文明主義なる匪徒に與せざりしは明かなり。

故に清國將來の開明にとりては、基督教を傳播するより急なるはなく、清國の滅亡を救濟せんものは、唯一の基督教あるのみ。我日本帝國は、不幸にして未だ基督教の宣教師を清國に派遣するを得るの境遇を有せざるも、清國將來に對する武力の援護は、歐米各國より派遣せらるゝ、宣教師の運動を外護するに足るべし。吾曹が切に希望する所は、諸外國の傳道會社は勿論、篤信なる基督教徒は、今回の清國事變によりて、益々同國に於ける傳道の急務を認識せられん事これなり。

（明治三十三年　正新　四百七十六號）

第九編

國民と世界主義。

メエル　山田豐彥

天地は高大にして、その組織は複雑なりと雖も、その中に整然たる法則の存するありて、永久變ずることあらず。かの罪惡と稱し善と名くるものも、畢竟するに、この法則に合すると、合せざるとの差異なるのみ。即ち法則に合すれば調和となり、創造となり、進歩となり、遂に窮極の大目的に達す。故に吾人はこれを稱して善なる現象となし、法則に合せざれば、紛亂を生じ、進歩を害し、遂に破壞の運命を免れず。故に吾人はこれを稱して惡なる現象となすなり。今一例を擧げて之を説明せんか、物質界に於ける引力は、これ天地の法則なり、宇宙の組織複雜にして、而も亂れざるものは、諸物これに從ひて存在すればなり。

又人類社會の優美なる存在を保つ所以のものは、愛の力に依る。若しこの力にして一朝廢滅することあらば、社會は支離滅裂の悲運に陷らんこと明なり。去れば凡そ善をなさんことを欲するものは、この天地の法則に從はざる可らざるや勿論なり。凡ての道德、凡ての宗教、凡ての理想、皆これを則とせざるなし。苟もこれを則とせざるものあらば、これ眞正の道德、宗教、理想にあらず。必ずや虛僞の妄説にして惡の現象たるを免れざる可き也。

天地の法則は多し、之を闡明して世に示すは學者の任務なり。吾人今敢て之を喋々するの要あるを見ず。唯茲に、既に明にせられて、万人の熟知する一法則を記して、以て本論の主旨の基礎となさんとす。それ凡て部分は全体の爲に存し、且つ之が爲に盡さざる可らずといふことこれなり。而してこの法則たるや万般の事に應用して過たず。苟もこの法則に合せざれば、その結果は必ず惡也。是れ豈にこの法則の眞正確實なるを證するものにあらずや。何となる

れば概して結果の善惡は、その法則の眞僞を證するに餘あれば なり。

抑もこの部分全体の法則は、宇宙萬般の事に備りて、小は一身の微より大は宇宙の組織に至るまで、皆之に從はざるはなし。吾人の身体がその要をなすは、個々の部分が身体てふ全体の爲に存し、且つ之に對して個々の盡す可き本分(作用)を行へばなり。又宇宙の森羅萬象は、區々にして一括しがたきが如き狀を呈するも、皆宇宙てふ全体の爲に存在し、各自相依り相持し以てその全体の活動を助成するにあらずや。若し夫れこの法則にして行はれずんば、人も人たる能はず、宇宙も宇宙たる能はず、故にこの法則を守りて之に從ふを善と稱し、凡ての宗教、道德、理想が之を則とするは、當然の事にして、一點こゝに疑ひある可らず。

個人は四肢五官より見れば一の全体なり、然ども之を一家より見れば一の部分なり、一家は都會村落の一部分なり、都會村落は一國の一部分なり。一國は世界の一部分なり。去れば、四肢五官は個人の爲め、個人は家族の爲め、家族は都會村落の爲め、都會村落は國の爲め、國は世界の爲に盡すべき義務ありとなす。勿論以上の觀察は、ことの順序を詳細に論じたるものなれども、今單に之を個人、國家、世界の三に區別して、以て部分全体の理に由りて、各々相盡すべき義務を附するもよし。要は唯個人、國家、世界の存立する所以の理を明にし、以てその進向すべき方針を察するに在る而已。

個人は、個人として獨立するの權利を有す。苟もこの權利を妨害する者あらばこれを排して可也。然ども個人相集合して一の團体即ち國家を成すに於ては、個人はその權利の幾分を國家に捧げざる可らず。否、是れむしろ國家てふ全体の爲めに個人なる部分が盡すべき義務なりといふことを得べし。德義及び法律の基礎は、皆これに則らざるなし。今茲に人ありて、貪慾飽くなく、聊かも他人を顧みずして自己の肉を肥やし、愛情獻身の行爲、露ほども なく、苟も私

利の爲めとならば、如何なる慘忍酷薄なることをも辭せずとせんか。誰か之を惡みて世の德義を破れる敗德家と共にせざるものあらむ。又國家の制定せし法律を守らず、放恣亂行を極め、常に社會の安寧を害し、平和を損ずる者あらば、世人は目するに罪人を以てし、國家に不忠なるものとせざるはなかるべし。而して今斯の如き廢志亂行の人のみを以て國家を組織するとせんか、必ずやその國家は平安なる能はず、また永遠に持續するを得ざるべし。是れ他ならず、その國家に於ては、『部分は全體の爲に盡さゞる可らず』てふ法則行はれざるを以てなり、個人は唯個人の爲に動きて、その全體を忘れたるを以てなり。抑も國家の平和を保ち、永續を期するが爲には是非とも宗教、道德及び法律の力をからざるべからず。而してこの宗教、道德、法律なるものは、畢竟するに、部分全體の法則を實行せしむるものにして、法律は外界有形上の行爲に關し、宗教、道德は內界無形上の行爲にまで立ち入りて、之をなさしむるものなり。去れば苟も國家の進步向上を希望するものは、宗教、道德、法律の如き、國家全體の爲めに利益あるものは、之を確守せざる可らず。而してこれを確守すると、せざるとに因て、忠不忠、善不善の差を生ず。

國家に對する個人の關係は、以上略陳したるが如しと雖も、固と國家なるものは、個人の集合體なるを以て、國家の利益は即ち個人の利益ならざるを得ず。國家は個人に命ずるに、種々の事を以てするを得べし、然ども敢て個人の權利を損害し、個人の利益を掠奪し、而してこれを國家の爲めなりといふが如きは、これ狂暴の最も甚しきものなり。個人飽くまで國家の事に盡力せざる可らざるも、而も國家が故なくして個人の權利を抑壓するは、これ無法にして亂暴なる處置なること論ずるまでもあらず。若し夫れ國家にして斯る暴力を揮ふに於ては、個人が國家の益を思はざるものあれば、詮ずる處、國家の衰頹を招かんのみ。由來國家と個人——全體と部

分――なるものは、相依り、相助けて以て存立するものなれば也。要之、個人は個人の權利を有し、國家は國家の權利を有す。二者相助けて以て進歩の途に上る、一は他の權利を害せず、他は一の權利を破らず、而して各々行ふべき義務を盡し、以て完全なる調和を得べし。これを以て之を見れば、個人主義と國家主義とは二者相反する者にあらずして、却りて最も密接なる關係あるを知るべきなり。

世人或は個人主義を以て國家の秩序に害ありとなし、或は國家主義を以て個人の權利を壓するものなりといふと雖も、眞正なる個人、國家の兩主義は、本質上決して相反するものにあらず。その時々相反するが如き現象を呈するものは、此の二主義に對する誤解より、眞正ならざる個人主義、眞正ならざる國家主義を實行して、遂に衝突を來さしむるに由るなるべし。吾人は眞正の個人、國家の兩主義は、相反せずして却りて相提携するものなるを承認せんと欲す。

更に一歩を進めて國民（一國家を組織したる）の世界に對する關係を考察するに個人の國家に對するが如き關係ありとす。言を換へて言はゞ國民は一の大なる個人にして、世界は一の大なる國家也。去れば個人は國家の爲に盡さゞるべからざる如く、國民は世界の事を慮らざる可らざるなり。國家は個人の集合体にして、世界は國民の集合体なり。個人私利を計り公德を破らば、これ國家に不忠なる罪人なり。國民暴慾を逞うして公道に戻らば、これ世界の平和を破る敗德國民なり。去れば個人對國家の關係は、即ち國家對世界の關係にして、事に大小の差ありと雖も、理に於ては致を一にす。凡そ宇宙の法則が上下に通じ、宏微に亘りて、事により機ぜざるや概ね斯の如し。

凡そ物の活動するや、その目的とする所なかる可らず、目的なくして動くは是れ盲動なり、徒勞なり、これあるはこれなきに若かざるのみ。果して然らば、個人何の爲に活動すると問はんには、國家の爲めなりと答ふるに躊躇せざるべし。更にまた國家は何の爲めに活動するかと問はゞ、其の答は期せずして、世

界の爲めありといはんとす。夫れ人文未だ進まず、開化度を低うして、人間尚道理に闇き時代に於ては、斯る高尚なる思想の行はれざるを以て、個人は私利私慾に耽りて他の同胞を顧みず、國家は權勢干戈を弄りて暴慾を逞うして程度なく、博愛鴻仁の心乏しく、恩愛慈惠の情枯れ、昨日の骨肉も今日は仇敵と化し、秦晉、楯を叩き、韓魏、矛を交ふるが如き慘狀甚だ多かりき。然るに世運すゝみ、人心ひらけ、開化文明の度高く、公利公道の義明になるにつれ、斯る慘狀は漸々減少せり。慘忍酷薄の狀。戰爭掠奪の類、未だ世に絶たずと雖も、これを往古野蠻の時代に比すれば、相較する能はざる程の差あるや明か也。思ふにこれより世運層一層上進し、遂に完全ある世界を現出するならむ。是れ人間が有す可き希望なり、目的なり。苟も人間の活動するや、皆これに向はざる可らず。若し夫れこれに向はずして活動するものあらんか。これ盲動なり、徒勞なり。何となればその活動には正當なる目的の存せざるを以てなり。

國民既に世界に地を定めて國を立つ、必ずや天の使命(即ち世界的觀念)なかるべからず。使命なき國民は目的なき國民也。人目的なくして生活する能はず、國民一の目的なくんば決して、隆盛の幸運を占め、光榮を四海に輝かすこと能はざるべし。況んや宏益を後世に止め、偉大なる現象を『ヒユーマニチー』に殘すをや。今かりに使命を有せざる國民ありとせん、その國民にして富まば是れ牛豚のみ、貧しければ是れ蚯蚓のみ。勢ひ強ければ、虎狼の血を慕ふが如く、力窮すれば枯草の嵐に吹かるゝ如けむ。これある、これなきも世界の運命に些の關係なく、盛なるも衰ふるも人道の張弛を左右せず、豈に憫む可く且つ笑ふべき國民にあらずや。吾人は斯る國民に勸むるに、早く目的を立つるにあらずんば、自殺してその形影を地上に絶たんことを以てせざるを得ず。否吾人之を勸めざるも勢ひ遂に斯の如くならざるを得ざる也。思ひて茲に至れば、誰か國民の地位を高め、隆益をいたさしめ、且つ大なる効益を後世に殘す、所以のものは、

その國民が世界に對する觀念の如何に由るてふ事を拒むものあらんや。言を換へて之をいへば、世界主義を有せざる國民は、既に國民たるの資格を失ひたるものあり。

國民(國家)が世界に對する關係以上の如しとすれば、國家主義と世界主義とは、氷炭相容れざるものにあらず、その關係恰も個人主義の國家主義に於けるが如し。世に世界主義を以て、全く國家を排するが如く考ふるものあるは、これ唯急激なる世界主義を誤解したる結果のみ、世界主義必ずしも國民を滅ぼすものにあらず、否むしろ世界主義なき國民は遂に滅亡せざるを得ざるなり。然れども世界主義も極端に走るに於ては、その害決して淺少にあらず。何をか極端なる世界主義といふか、他なし直ちに國民の組織を解體し、乾坤を一家となさんとするが如き是れ也。斯る說は一個の空想國(ユトピヤ)を地上に建てんとするものにして、到底能はざることなり。然るに強いて之を行はんとすれば、勢ひ秩序を破り、紛亂を來たさざるを得ず。併しながら、極端に走りて害あるは、啻に世界主義のみにあらず、個人、國家の兩主義も極端に陷れば大なる害あるは世界主義に讓らざるなり。即ち個人主義に於ては、國家を輕じ、國家主義に於ては、個人を壓制するの傾向を生ずるを免れず。去れば極端に走れは、三主義共に害あるを知るべし。

以上略說したる所に由りて、この三主義の相反對するものにあらざることを悟るに難からざるべし。抑も靈と肉より成る所の人間なるものは、理想と現實の二界に往來し、部分(彼自身)と全體(人類そのもの)に關係す。これ人間の特性にして萬物に長たる所以なり。されば夫の部分の見解に齟齬し、私利これ營みて、全體の利害を思はず、或は現實界に拘泥して、理想の至境を忘却するが如きは、人間特有の價値を沒するものにあらずや。故に眞正なる人間の價値を保たんと欲せば、部分全體の見解を誤たずして、理想現實の二界に往來すべき也。

個人の權利を屈せずして その義務を盡し、國家の利益を慮りて 公利 公道の爲に働き、又 その國家の 目的は 世界の 幸福と平和に あるを 知るべし。人間 斯の如くにして進歩せば、吾人の 所謂 理想は、遂に 現實と なりて、吾人に 接する ならんか。思ふに人間 社會 進歩の 目的は 實に こゝに あり、正義なる 國民の 欲する所い 實に こゝにある なり。豈に 徒に 干戈を 動かし、敢て 自國の 權威を 揮ふ を 目的とす べけんや。

國民にして 如何に 強大なる 權力を 有すると するも、世界主義の爲に 盡す ことなければ、その 權力は 虚空に 等し、況んや 之を 不正に 用ふる に 於ては、その國民は 純然たる 野蠻國なり。苟も 人たる もの、その 動くや 國家社會の 爲に せざる 可らざるを 知らば、國家の なす べき 職分は、世界、人道の 爲に 盡す にある こと 論するまでも なし。夫の 徒に 權力を 弄し、干戈を 動かし、唯是を 以て 偉大なる 國民なりと 考ふるが 如きは、愚智 淺蒙なる 痴者の 妄想に して たま〳〵 以て 識者の 笑を買ふに 足るのみ。世界主義 豈に 輕ず べき ものならんや。

夫れ 世界主義なる ものは、斯の 如く、各國民の 等しく 持す可き 主義にして、一切 人間の 理想なり。吾人 人間が この 理想に 達するは、容易の 業に あらず。然ども一日たりとも、この理想を 捨つるが 如き ことある 可らず、幾千万年を 費すとも 難も、人間は この 理想に 達せざれば 止まざる也。理想の 曠遠にして 捕ふる 能はず、高尚にして 達するに 難き を 憂へて、之を 捨て 之を 顧みざるが 如きは、その國民の 薄弱にして 大事を 爲すに 足らざる を 證する のみ。去れば いづれの 國民も よく 勉めて 之を 爲さゝる 可らず。而して 國民なる ものは、固と 個人の 集合したる 團体なれば、國民に 斯る 意志を 有せしめんと 欲せば、先づ 個人をして 世界主義を 持せしむるに あり。個人に して世界主義を 有せば、その 國民の 活動は 勢ひ 世界的 ならざる を 得ざる べし。故に 世界義義の 國民を 造る に 先ちて、世界主義の 個人を 造る 可き也。

嘗て 聞く、ドイツの 宇宙學者 ハムボルトは、ホリヨーク山頂に 己の名を 記して曰く『ドイツ國に 生れたる 世界の 市民 アレキサンデル フホン ハムボルト』と。嗚呼 何ぞ その言の 高越なるや。勿論 個人は 國家に 生れたる ものなれば、本末の理を 忘れず、飽くまで その國家に 鞠躬 盡力す 可き ものなりと 雖も、胸中 世界の 市民なる 大觀念を 有し、理想 現實の 兩界を 濶歩する は、これ 豈に 人間の 偉大 高尚なる 特性にあらずや。凡そ 地上に あるもの 誰か 世界の人に あらざらむ、然らば 須らく 又世界の 爲に 働け！これ 當然の 義務 也。

個人に して 世界的 思想の、胸中に 磅礴し、博愛 正義の 公道を ふみ、四海を 兄弟とし、盡界に 飛揚する が 如き 品性を 養はゞ、その 集合体ある 國家も、完全なる地位 資格を 有して、以て 世界の 事に 當る に 至らん こと 必然なり。然らば 即ち個人に 對して 世界主義を 鼓吹し 以て その品性を 養ふは 果して 誰の 責任ぞや。吾人は 其人を 政事家に 求めずして 宗教家に 得んと 欲する なり。仁義 公道を 行ふこと固より 政事家の 大任なりと 雖も、固と 政事家の 要とする 所は『國』に ありて、其事業や 一時の 事業たるに 過ぎず。宗教家に 於ては 然らず、『人』を 以て 目的となし、その 事業や 万世に 亘りて 不滅 なり。二者 その 性質上 然る べき ものなり、政事家の 爲す 所、漏々 見る に 足る なしと 雖も、永遠なる 光輝を 社會に 發生せしむるにあり。人ありて 國なければ 政事家を 要せず、而も 國なきも 人ある 以上は 宗教家なき 能はざるなり。政事家は 一國に 割據し、宗教家は 世界を 濶歩す。政事家は 全体に 思ひ を 勞す。吾人が 眞正なる 宗教家に 對して 世界主義の 鼓吹者たらん ことを 望む は、豈 故なしと せんや。

夫れ 眞正の 宗教家は、その 性質上 世界主義の 鼓吹者たる 可き ものなり。吾人は敢て 佛教と いはず、ハリスト教と いはず、苟も 宗教と しての 價値、資格を 有せん

とするには、すくなくとも世界に對する觀念なかる可らず。若し夫れ宗教にして斯の如き見識を有せざるものあらば、これ淫祠天理蓮門抔の妖教と何の撰ぶ所あらんや、唯人を迷はし、世を害するのみにして、早晩滅亡に歸せざるを得ざるべし。既に宗教の價値、資格は斯の如く、宗教家の本分は世界主義を人類に鼓吹するにありとせば、何ぞ速に俗想妄念を脫し、天上靈界の大氣を吸ひ、宇宙に濶歩して、四海兄弟の大義を說法せざるや、これ豈宗教家の天職にあらずや。然るに怪む可く且つ笑ふ可きは、一派の宗教家なり。彼等は身を教界に置きながら、自己の天職を輕するのみならず、世俗に媚び、權勢に阿り、私慾に耽りて、身の安全ならんことをのみ考へ、金泊塗の伽籃に春夢を貪り、質朴なる野人の汗血を盜み、以て恬然として慈悲の說法をなす、豈に言語同斷にあらずや。然ども是れ尙は恕すべし。偶々世界的思想を有する眞正の宗教家に遭へば、口を極めて之を漫罵し、僞りて慷慨悲憤を粧ひ、世俗の怨論に乘じて、蛙鳴の言を

逞うし、以て正義の士を誣ふ、嗚呼これ何たる失体敗德ぞや。吾人は今敢て教派の差異を瞥々せず、苟も宗教家として身を教界に處するものは、益に一片公明正大なる心なかる可らざるを勸告す。然るに徒に俗論に媚び、時勢に屈し、自家の天職を泥土に委するが如き者あらば、宗教家てふ面目に對して吾人の深く嘆息する所なり。願はくは世の眞正なる宗教家よ、汝の天職を守りて俗論の爲に動く勿れ、誣言讒辭は顧みずして可なり、漫罵冷笑は意に介するに足らざるなり。唯進むべき方向にすゝめ、世豈に汝の知己なからんや、嗚呼世豈に汝の知己なかんや。

思ふに天地の法則は、遂に實行せられざるを得ず。人間社會の活動は、一見意志なきが如しと雖も、遂に窮極の大目的に達せずんば止まざるべし。時に怨論妄言を逞うする輩ありと雖も、世界主義は、漸々その範圍を擴張せんとす。正義なる國民は進みて之を實行せざる可らず。宇宙に濶歩して世界の歌を唱へんこ

とは、これ吾人の希望する所なり。天地の法則は永遠にして、眞理は最後の勝利者なるとは、これ吾人が確信する所なり。

（明治廿九年　正教三百七十二號）

宗教と國民　大尾。

明治卅三年十月廿二日印刷
全　年十一月三日發行

編輯發行者　水島行楊　東京府武藏國北豊島郡澁谷川村八十六番地
印刷者　神田靜次郎　東京市神田區淡路町二丁目一番地
印刷所　日本印刷株式會社　東京市神田區仲猿樂町四番地

發行所　大日本ハリストス正教會編輯局　東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地

實價金七錢

廣告

○通俗說教集　第四輯（口絵入）……實價金四錢。郵稅三册まで二錢。六册まで四錢。
○新編日本布教地圖　銅版大形一枚……實價　十九錢。郵稅二錢。
○十九世紀終の公會議事錄　（寫眞版及地圖入）……實價　[illegible]　郵稅六錢。

日本正教論集 前二輯 目次

〔第一輯〕帝室と宗教。（實價金六錢、郵稅一錢。）

一、帝國憲法第二十八條を拜讀す。……[illegible]

二、帝室とハリストス正教。……[illegible]

三、君權及民權。……[illegible]

四、不敬事件と我が正教會の主義。……[illegible]

五、國民が至尊に對し奉る最先の義務。……[illegible]

六、皇祖の大廟とハリステアニン。……[illegible]

七、王者の意義。……[illegible]

〔第二輯〕僞忠孝排斥。（實價金八錢、郵稅二錢。）

一、井上哲次郎氏の『教育と宗教の衝突』を讀む。……[illegible]

博愛主義と國家主義。……[illegible]

二、國辱的邪書『耶蘇教公認可否論』を駁す。……[illegible]

淺薄なる無神論を破す。……[illegible]

僞忠君者自說の衝突。……基督。……[illegible]

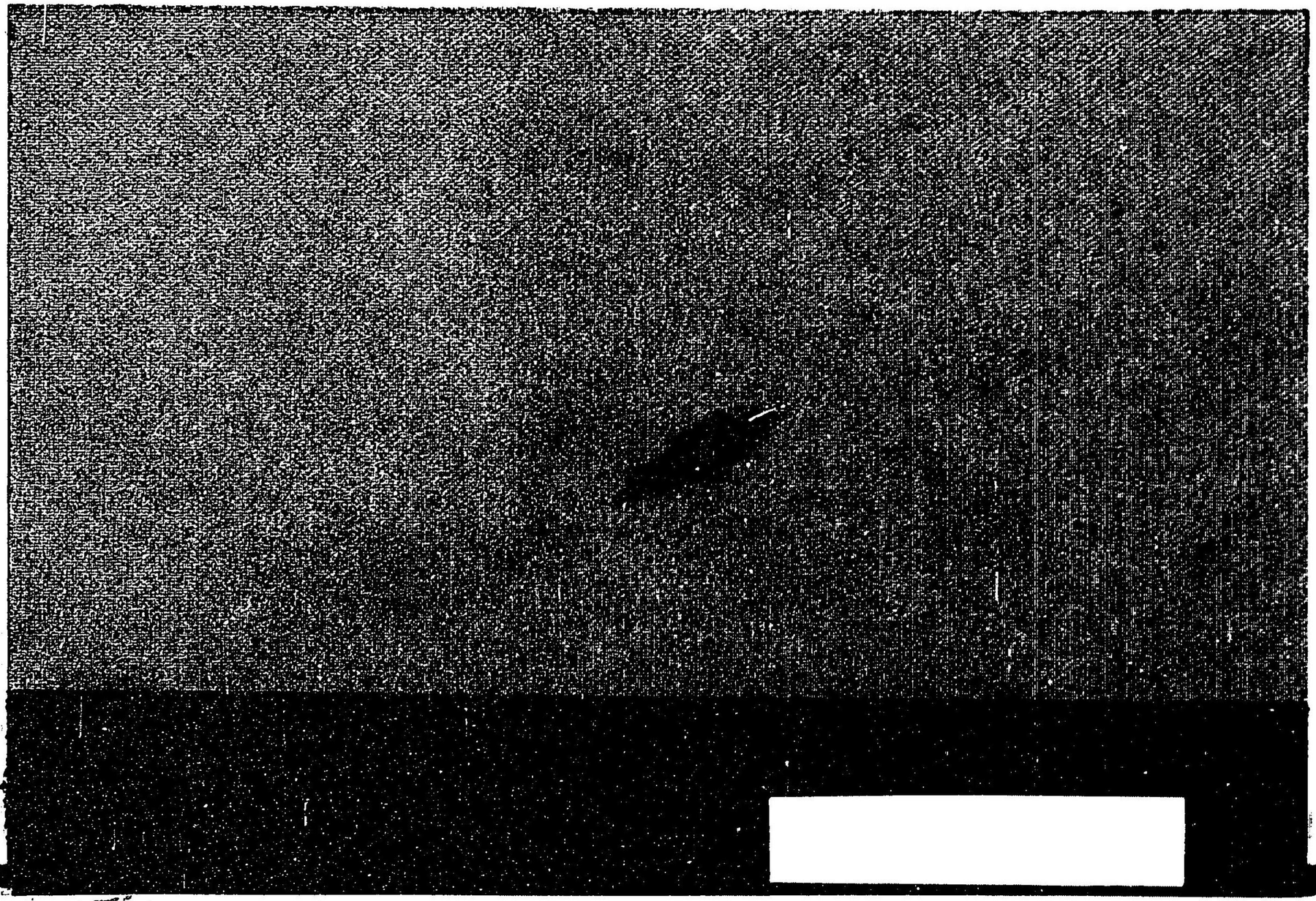

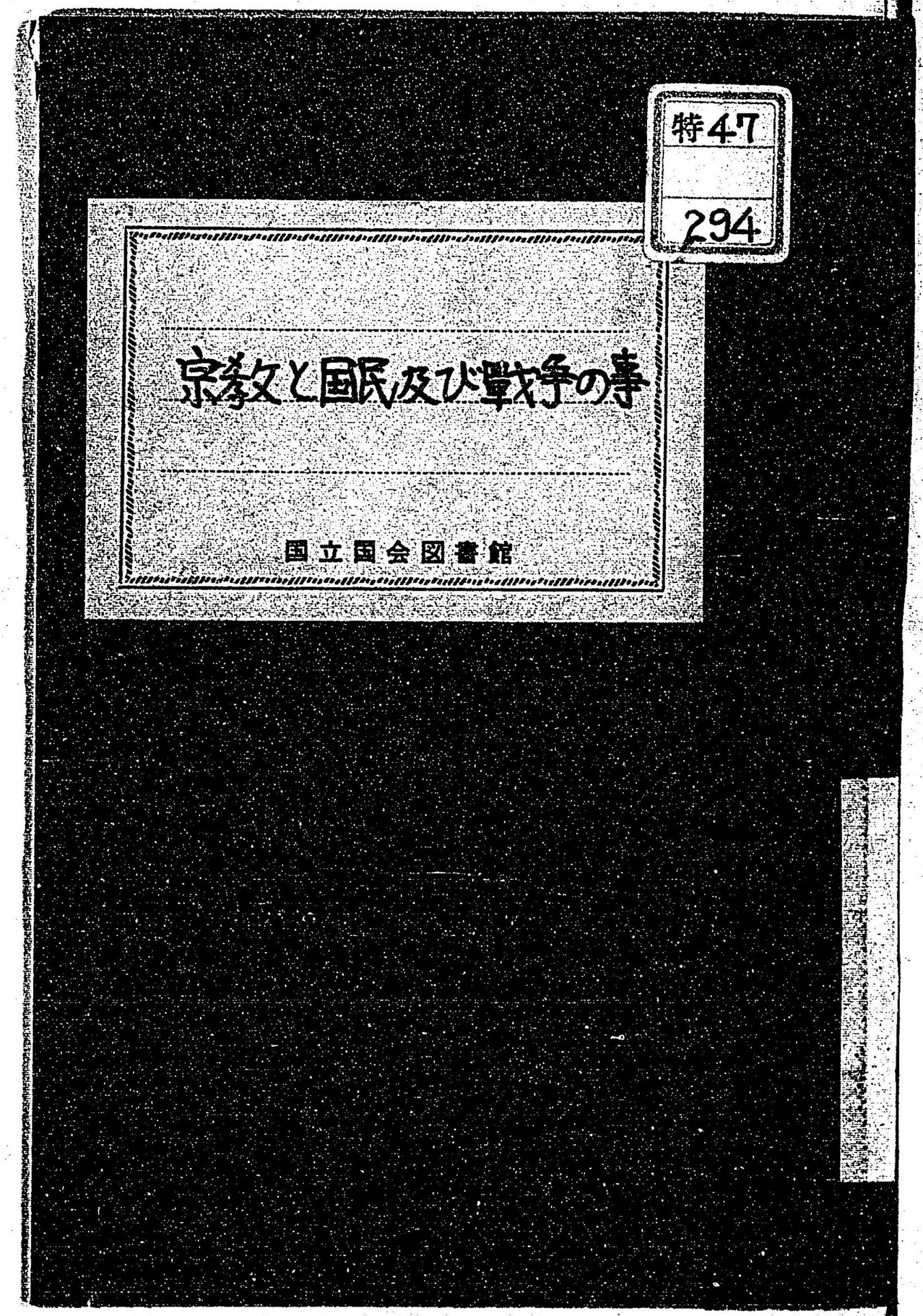

020712-000-7

特47-294

宗教と国民及び戦争の事

水島　行楊／編

M33

ABI-0532